

いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく
再調査結果報告書

令和7年12月22日
さいたま市いじめ問題再調査委員会

いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく
再調査結果報告書 目次

I 本報告書の作成経過	1
1 学校調査報告書の作成経緯	1
2 再調査の要請と教育委員会・市長部局の対応	1
3 再調査委員会の発足・諮問事項	2
(1) 再調査委員会の発足	2
(2) 諮問事項	2
4 調査経過	2
(1) 調査方法	2
(2) 再調査委員会の実施状況	3
5 調査方法と調査の限界	4
II 学校調査報告書の概括的問題点	4
1 調査主体の公平性・中立性	5
2 報告書の形式的不備	5
(1) 調査委員会構成員の不記載	5
(2) 調査経過報告の不備	5
(3) 被害児童のいじめ主張の整理といじめ認定	6
(4) 被害児童側所見の欠如	6
3 報告書の手続的不備	6
(1) 被害児童側への説明手続の形式性と内容的説明不足	6
(2) 一般的調査手続の不遵守	7
(3) 調査記録の不備	7
(4) 調査範囲の恣意性	7
4 内容的瑕疵（詳細はIIIへ）	7
(1) いじめの全容解明の放棄	7
(2) いじめ認識の歪み	8
(3) いじめの要因分析の欠如	8
(4) 事実認定の偏り	8
(5) 学校対応評価と保護者への責任転嫁	8
III いじめに関する事実認定	9
1 学校調査報告書で確認されている事実	9
2 本再調査により確認された事実	10
3 いじめ行為について	14
(1) 調査報告書の整理	14

(2) 本再調査により認定したいじめ行為について	15
(3) 本再調査により認定に至らなかつたいじめ行為について	19
(4) いじめの原因について	20
(5) まとめ	20
4 被害児童側及び学校側の対応によるいじめの調査開始の遅れ	21
(1) 被害児童保護者の申告について	21
(2) 学校側の対応	21
(3) 被害児童側及び学校側の対応といじめの調査の遅れへの影響	21
(4) 小括	22
5 被害顕在化後から報告書作成までの学校対応	22
(1) いじめ重大事態認定と調査開始	22
(2) 調査と被害者説明	23
(3) 調査過程	24
(4) 報告書作成経過とスクールロイヤー・教育委員会の関与	26
IV 学校調査の問題点の原因分析	28
1 学校主体調査の限界性	28
(1) 一般的調査手法の不知と調査能力の限界	28
(2) 調査主体の一定の独立性（中立性・公平性）の確保の困難	28
(3) 学校擁護姿勢の傾向	28
(4) 教育委員会の助言機能の機能不全	29
2 事実認定の問題点	29
(1) 被害者証言の不在	29
(2) 加害者証言の特徴と聴き取りの不十分さ	29
(3) 調査範囲の狭さ	30
(4) アンケート調査の評価	30
3 学校現場のいじめ認識と法の定義のずれ	30
(1) 低学年のトラブルといじめ	30
(2) 保護者申告のないいじめと学校対応	30
(3) スクールロイヤーの役割	31
4 学校報告書の全体評価	31
V 不登校とその後の学校復帰対策	32
1 心身不調発生後の被害児童の状況	32
2 いじめと心身被害との因果関係	34
3 学校復帰策の評価	35
(1) 初期の復帰策	35
(2) 3年次の3学期及び4年次の不登校対応	37

(3) P T S Dの治療の重要性.....	38
(4) 学校復帰に際しての専門家（特に心理職）の助言の重要性.....	39
4 学校復帰対策における被害者対応の問題点	40
(1) 校長と被害児童・被害児童保護者の対話の問題点.....	40
(2) 被害者要求の特質.....	43
(3) 被害児童保護者と加害児童保護者との話し合いが実現しなかった経緯.....	43
(4) 被害児童保護者と加害児童保護者の面談についての学校対応の問題点.....	44
5 4年次以降の不登校の長期化と不登校要因の複合化.....	45
6 小括	47
VI 調査報告書作成から再調査委員会発足までの経過	47
1 被害児童保護者からの再調査要求と教育委員会の対応	47
(1) 被害児童保護者の再調査要求.....	47
(2) 教育委員会の再調査要求への対応	47
(3) 法第30条第2項の解釈の誤り	47
2 教育委員会が設置した調査会	48
(1) 被害児童保護者からの疑問とそれに対する回答	48
(2) 調査会の解散	48
(3) 被害児童保護者からの再調査要求とそれに対する教育委員会及び市長の回答	49
(4) 教育委員会の謝罪.....	51
3 教育委員会の法第28条調査報告提出の報告と再調査依頼.....	51
4 再調査委員会の発足	52
VII 調査報告書後の経過の評価	53
1 「再調査」をめぐる法的混乱	53
2 教育委員会の法軽視ないし法的理解不足	53
3 被害児童の不登校の長期化といじめ重大事態調査	55
VIII 提言：再発防止策	55
1 学校主体調査の改善.....	55
2 小学校低学年でのいじめの増加	55
3 いじめ調査における被害者証言の重要性.....	56
4 教職員に対する研修の必要性	56
5 被害者を孤立させないために	56
6 被害者の要求の裏にある思いを聴くことの重要性	57
7 いじめ指導における心理職の重要性	57

I 本報告書の作成経過

1 学校調査報告書の作成経緯

被害児童Aの母（以下「A母」という。）は、令和3年4月16日に、3年担任に対し、被害児童A（以下「児童A」という。）から聴き取った内容をまとめたメモを渡すとともに、いじめの相談をした。このことが契機となり、学校主体調査がなされた。

学校は、全教職員（会計年度任用職員を含む）56名に対するアンケート調査を令和3年6月9日から同月17日にかけて、3年生児童103名に対するアンケート調査を同月11日にそれぞれを実施した。これに先立って、校長は、令和3年6月1日に被害児童Aの父（以下「A父」という。）に対し、同月2日に加害児童Bの父（以下「B父」という。）に対し、それぞれ調査方針を説明し、それぞれから調査事項、調査方法を確認していた。

学校主体調査は、実施されたアンケート調査やこれまで学校が聴き取った資料に基づき事実認定を行った。学校調査委員会内の役割分担は、学校教職員が事実関係の調査を実施し、その調査結果について、校外委員として、主任児童委員、学校評議員、PTA会長、スクールカウンセラー（以下「SC」という。）、スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を加える形で学校調査委員会を開催し、審議を経て取りまとめた。

2 再調査の要請と教育委員会・市長部局の対応

被害児童Aの保護者（以下「A保護者」という。）は、令和3年7月21日に学校及び教育委員会に対してそれぞれ再調査を求めた。また、同年9月27日には、教育委員会から提案された追加調査を希望せず、改めて再調査を求めた。教育委員会は、令和4年4月に第三者委員会を立ち上げたが、A保護者は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第30条第2項の再調査を希望した。第三者委員会は、令和4年9月12日に解散した。

A保護者は、代理人を通じて令和4年10月14日付の「意見書（再調査依頼書）」を教育委員会教育長及び市長宛てに送付した。市長は、同年11月22日付の「『意見書（再調査依頼書）』について（回答）」にて、教育委員会から法第28条第1項の調査が完結したとの報告がないため現時点で再調査委員会を設置する段階にない旨回答した。教育委員会は、同年11月22日付の「（児童A）さんのいじめ事件について（回答）」にて、児童A側から再調査の求めがあれば調査会を立ち上げる旨回答した。教育委員会は、令和5年5月25日に市長に対し、学校調査報告書が教育委員会に提出されたことを報告した。

A保護者は、令和5年5月31日に市長に対し、法第30条第2項に基づく再調査を依頼した。市長は、令和5年6月15日付の「『意見書（再調査依頼書）』について（追

加回答)」にて、教育委員会による追加調査が行われることが重要との見解を示し、その後に再調査の必要性等を検討する旨回答した。

児童Aは、令和5年6月22日に市役所を訪れて、市長による再調査を強く希望した。教育委員会は、令和5年6月26日付の「さいたま市立(学校名)小学校児童いじめ重大事態事案について(依頼)」にて市長に対し、調査専門員による調査会の設置を断念し、法第30条第2項に基づく市長の再調査の実施を検討するよう求めた。

3 再調査委員会の発足・諮問事項

(1) 再調査委員会の発足

市長は、令和5年10月26日にさいたま市いじめ問題再調査委員会条例(以下「再調査委員会条例」という。)を制定し、同条例に基づいてさいたま市いじめ問題再調査委員会(以下「本委員会」という。)を設置した。

委員に選任にされた者は次のとおりである。

市川 須美子(委員長)	獨協大学名誉教授
渡邊 祐樹(委員長職務代理)	弁護士(埼玉弁護士会)
美和 健太郎	公認心理師(飯能市教育センタースーパーバイザー)
吉場 一美	弁護士(埼玉弁護士会)

(2) 濟問事項

令和6年4月18日、再調査委員会条例第2条の規定により、市長から、本委員会に対して、下記事項について濟問がなされた。

記

- 1 学校が法第28条第1項の規定により実施した調査の結果について
- 2 1の調査結果と被害児童側の意見との相違及びその究明について
- 3 当該事態への対処及び同種の事態の発生防止のために講ずる措置について

4 調査経過

(1) 調査方法

本調査が再調査であることから、下記の調査を実施することとした。

記

- ア 児童A及びA保護者からの聴き取り
- イ 児童B及びB保護者からの聴き取り
- ウ 2年担任、3年担任、校長、教頭、学年主任、教務主任、生徒指導主任、市職員からの聴き取り
- エ 教育委員会事務局からの聴き取り
- オ 調査報告書を作成した学校調査委員会が調査したときの記録の確認
- カ 調査報告書の作成・報告を通じて教育委員会が取得・作成した記録

キ A保護者から提出された記録

(2) 再調査委員会の実施状況

本委員会の実施状況は下記のとおりである。

		記
第1回	令和6年4月18日	委員委嘱、委員長及び職務代理の選任、事案確認、方針審議
第2回	令和6年5月2日	事案確認、再調査の方針審議
第3回	令和6年5月23日	聴き取り調査（児童A 1名、A保護者 2名）
第4回	令和6年6月20日	方針審議
第5回	令和6年7月4日	聴き取り調査・調査方針の説明（児童A 1名、A保護者 2名）
第6回	令和6年7月22日	聴き取り調査（学校教職員 1名）、再調査の方針審議
第7回	令和6年7月23日	聴き取り調査（学校教職員 1名）
第8回	令和6年7月27日	聴き取り調査（児童B、B保護者 1名）
第9回	令和6年8月2日	聴き取り調査（学校教職員 2名）
第10回	令和6年8月8日	聴き取り調査（学校教職員 2名）
第11回	令和6年8月29日	方針審議
第12回	令和6年9月18日	聴き取り調査・調査方針の追加的説明・調査方針に係る意見交換（A保護者 2名）
第13回	令和6年9月20日	聴き取り調査（児童 1名）
第14回	令和6年10月23日	方針審議
第15回	令和6年11月5日	聴き取り調査（教育委員会事務局 1名）、方針審議
第16回	令和6年11月11日	聴き取り調査（児童 1名）
個別調査	令和6年11月20日	聴き取り調査（児童 1名）
第17回	令和6年11月20日	聴き取り調査（教育委員会事務局 1名）
第18回	令和6年11月29日	聴き取り調査（スクールロイヤー 1名）
第19回	令和6年12月4日	聴き取り調査（教育委員会事務局 2名）
第20回	令和6年12月20日	聴き取り調査（教育委員会事務局 1名）
第21回	令和7年1月16日	聴き取り調査（A保護者 2名）
第22回	令和7年1月20日	聴き取り調査（市職員 2名）
第23回	令和7年2月13日	聴き取り調査（教育委員会事務局 1名）
第24回	令和7年2月21日	聴き取り調査（A保護者 2名）
第25回	令和7年2月23日	聴き取り調査（児童B、B保護者 1名）
第26回	令和7年3月11日	方針審議・報告書取りまとめの検討

第27回	令和7年3月24日	報告書作成に係る審議
第28回	令和7年4月7日	報告書作成に係る審議
第29回	令和7年4月20日	報告書作成に係る審議
第30回	令和7年5月8日	報告書作成に係る審議
第31回	令和7年5月21日	報告書作成に係る審議
第32回	令和7年6月4日	A保護者への経過報告
第33回	令和7年6月19日	報告書作成に係る審議
第34回	令和7年7月4日	聴き取り調査（学校教職員1名）
第35回	令和7年7月16日	報告書作成に係る審議
第36回	令和7年8月6日	報告書作成に係る審議
第37回	令和7年8月25日	報告書作成に係る審議
第38回	令和7年9月7日	報告書作成に係る審議
第39回	令和7年9月22日	報告書作成に係る審議
第40回	令和7年10月5日	報告書作成に係る審議
第41回	令和7年10月18日	報告書作成に係る審議
第42回	令和7年10月29日	報告書作成に係る審議
第43回	令和7年11月15日	被害児童保護者への報告
第44回	令和7年11月29日	加害児童保護者への報告

5 調査方法と調査の限界

本委員会は、関係者への聴き取り、児童A側から提出された資料、本委員会からの求めにより提出された学校及び教育委員会からの資料に基づいて調査を行った。

本委員会の第1回の会議の時点で、児童Aが申告しているいじめを受け始めた時期とされる時点から4年近くが経過していた。そのため、特に、当事者の聴き取りにおいては、時間の経過により、当時の記憶が曖昧になっていたり記憶違いも見られるなど十分な証言が得られない部分が多かった。

また、学校主体調査の際の一次資料についても詳細な聴取記録が作成されていなかったり、作成された聴取記録も記載が断片的であったりしており、聴取時の録音記録も残されていなかったことから、学校主体の調査方法を検証する資料を十分に確保できなかったところもある。

このように、本再調査では、時間的な面と資料の面において一定の限界がある中で調査を行なったものである。

II 学校調査報告書の概括的問題点

本委員会の主要な調査対象である学校調査報告書には、主体・形式・手続・内容について

て、以下のような問題点が指摘できる。

1 調査主体の公平性・中立性

学校主体調査では、調査組織としていじめ対策委員会が設置され、校長や学年主任、生徒指導主任などに担任等の関係教員が加わり、さらに、第三者委員として主任児童委員やPTA会長、SCなど5名が選任された。ただし、教員以外の委員は、報告書作成に積極的に関与した形跡はなく、報告書案完成後に会議でその提示を受ける程度のかかわりであった。この調査組織については、大きく二つの問題点がある。

第1に、学校内で起きたいじめを調査する場合、当然調査対象となるクラス担任等の直接いじめ現場に關係する教員を調査組織に加えることは、調査主体と調査対象が一体化することとなり、事実把握と評価に公平性・中立性の観点から疑念が生じる。この点から、不登校となった児童Aへの対策と児童Bへの指導等を担う組織と調査組織とは分離すべきであったし、調査組織は事件当事者・關係者からの一定の独立性を確保されるべきであった。校長が調査組織にどうかかわるかは微妙な点があるが、少なくとも発端のいじめについては児童A・児童B両当事者から距離があるので、調査組織責任者を兼務することも認められ得る。

第2に、第三者委員として選任された主任児童委員、学校評議員、PTA会長、SC、SSWの5名のうち主任児童委員を除く4名は、基本的に当該学校關係者であって、学校常勤職員ではない校外委員ではあっても、第三者性は認められない。児童A側にとつては学校と通じた内輪の組織としか評価しえない構成であった。さらに、「第三者」委員は、調査には関与せず、報告書案完成時の会議の審議に参加しただけであった。この意味で調査過程に第三者委員の関与はなく、その知見が活用・反映されたとはいえず、実質的には学校内部調査にとどまっている。もちろん、外部専門家である法律家や学識経験者に第三者委員として学校主体調査組織に加わってもらうためには、無償というわけにはいかないので予算措置が必要であるが、各学校にそのような予算的な裏付けはない。また、委員探しを依頼する人脈確保も学校単位では通常は困難といえる。

2 報告書の形式的不備

(1) 調査委員会構成員の不記載

報告書では、調査組織であるいじめ対策委員会の構成員について、調査に当たった学内構成員については（委員会記録には役職名が付記されているが）一切記載されず、第三者委員については、役職名のみが記載され、氏名が明記されていない。これでは、時間が経過すればするほど第三者委員を特定することは不可能で、その公平性・中立性に關して検証する手段が断たれてしまう。

(2) 調査経過報告の不備

報告書では、学校主体調査の内容として、全教職員と3年生児童全員に対するアンケ

ート調査の経過が記載されている。しかし、児童A及び関係児童についての事情聴取は記録上ほとんど行われず、特に児童Bの聴取については、内容メモ程度のもの以外、日時・回数、聴取者についても全く記載されていない。教員についても、2年担任及び3年担任については、当然事情聴取が行われているはずであるが、全く言及されていない。

また、児童Aの主治医からの情報が事実認定資料として挙げられているが、これについても情報入手の方法・日時等が記載されていない。法第28条調査は、アンケート調査に尽きるものではなく、学校全体としての調査経過の全貌は、全く明らかになっていない。

(3) 被害児童のいじめ主張の整理といじめ認定

いじめは関係性の変化が重要であるので、基本的には時系列的整理が必要である。いじめ対策委員会では、児童A側の被害について、3年担任とA母との面談の際に渡されたA母が児童Aから聴き取った内容メモと、面談後の2回のいじめ申告のみに基づいてまとめている。そのため、時系列はバラバラで、項目について内容的重複が認められたり、継続的ないじめ被害と単発的な被害が並列されていたり、いじめが発端を含めてどのような経過をたどったのかを明らかにしないまま、8点にまとめてそれぞれについていじめ該当性を判断している。いじめ被害については、児童A側に対し丁寧な聴き取りが不可欠で、1回限りのメモ程度で被害全容を把握できるものではない。児童A本人の聴き取りが難しい状況でも、A保護者に対する聴き取りは可能であったはずで、いじめ調査の出発点であるいじめの全容把握なしの調査といえる。

(4) 被害児童側所見の欠如

学校調査報告書については、市長に対する報告が追加調査問題によって遅れたばかりでなく、報告書に対する児童A側の見解である所見を提出する機会についても、説明がなされた記録がなく、被害者所見が添付されていない。A保護者のその後の再調査要請書は、学校調査報告書の問題点に触れているが、この内容は、本来学校調査報告書に被害者側所見として添付されるべきものであった。

3 報告書の手続的不備

(1) 被害児童側への説明手続の形式性と内容的説明不足

いじめ対策委員会記録によれば、A保護者に対し、調査方針の説明が「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の項目に沿って行われたことになっているが、実際には、事情聴取範囲は限定されていたので、アンケート調査の手法についての説明が主で、具体的な名前を出してのアンケートと、出さないで通常アンケートの一環として行うかについての選択が主題とされた。少なくともA保護者の受け止めでは、それぞれの方式のメリット・デメリットが十分に説明されたわけではなく、学校側に“お任せ”の状態であった。

(2) 一般的調査手続の不遵守

児童Bへの聴き取りについては、3年担任が行ったが、この聴取記録は正式に作成されておらず、聴き取りについて、聴取者は単独ではなく複数で行い、できる限り録取記録、少なくとも公的な（組織共用文書としての）記録を残すといった一般的調査手続が履行されていない。このことは、学校主体調査の正確性の検証を非常に困難にしている。調査主体の公平性・中立性で触れた調査対象と調査主体の未分離も一般的調査手続の不遵守といえる。

(3) 調査記録の不備

児童A側のいじめ主張においては、いじめは2年生時にすでに始まっており、児童Aからの2年担任へのいじめ申告も行われたとされている。とすれば、2年担任の事情聴取記録は非常に重要であるが、報告書は、「前担任からの聴き取りによると」として、当該児童間の何らかのトラブルの存在とそれに対する指導の記憶に言及しているが、その根拠である聴取記録は少なくとも本委員会には提出されていない。学校側の予測通り何も出なかったアンケート調査結果より、決定的な加害児童聴取記録と2年担任聴取記録の不存在は、調査記録の作成・保存のずさんさを象徴している。

(4) 調査範囲の恣意性

ガイドラインは、確かに調査手法としてのアンケート調査を重視しているが、それのみを調査手法としているわけではなく、個別の事情聴取も有力な手法である。学校は3年生児童へのアンケート調査で本件関連事項が全く上がってこなかったことで、それ以上の同級生等への事情聴取を行っていない。しかし、アンケート自体が本件いじめを明示したものではなかったのであるから、結果は予測範囲といえ、事実の究明のためには、さらに、加害児童だけでなく、その周辺児童に対する事情聴取を広げるべきであったといえる。重大事態発生から4年近く経過したのちの現在、本委員会が直面している周辺児童への事情聴取の困難さを鑑みると、当時の事情聴取がもう少し広範囲であったならと批判せざるを得ない。

4 内容的瑕疵（詳細はIIIへ）

(1) いじめの全容解明の放棄

児童Aは、当初からいじめは2年生時から始まり、当時の2年担任にもその事実を訴えていたが、事態は改善しなかったと主張している。報告書は、担任の聴取により、何らかのトラブルの存在とそれに対する指導を認めたが、いじめ該当性は認めなかった。加害児童の認否について報告書は言及していないので、2年生時の状況について加害児童の聴取がどこまで行われたのかも明らかではない。結果的に、2年生時のいじめは不間に付された。いじめによる児童A側の精神的・肉体的ダメージの蓄積を考慮すると、いじめの始期とその後の経過をフォローセズ、いじめと主張された個別の行為を分解

して評価したのではいじめの全容解明は不可能といえる。また、そのことは、児童Aの被害の過小評価にもつながる。

(2) いじめ認識の歪み

報告書は、2年生時の状況を「いじめには該当しないが、トラブルが続いたことにより傷付いている者がおり」と評価しているが、法のいじめ定義「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」によれば、トラブルにより「傷付いている者」＝心身の苦痛を感じている者がいる状況はまさにいじめであり、報告書は、法のいじめ定義を踏まえていない。

(3) いじめの要因分析の欠如

いじめ被害者にとっては、自分にとって理不尽ないじめに対し、なぜ自分がいじめられたのかを知りたいという欲求は自然なものである。本件の児童Aも再三児童Bに対していじめの動機を質問している。いじめの要因としては、児童B側の事情や、また、背景事情としてのクラスの雰囲気、担任の指導の在り方などが考えられる。しかし、いじめの全容解明を放棄した学校側は、いじめの要因分析も放棄している。成長が著しい小学生期において、本委員会が調査に着手した事件後4年という歳月は回復しがたい長期間であり、現時点での要因解明はほとんど不可能といえる。

(4) 事実認定の偏り

学校調査報告書作成時には、児童Aはまだいじめの精神的・肉体的ダメージから立ち直っておらず、自分の受けた被害を自己主張できる段階にはなかった。結果的には、報告書段階では児童B側が認めた範囲でのみ加害行為が認められるという事実認定の偏りが生じた。さらに、いじめの発端である2年生時の状況については、ほとんど事実解明が進まなかった。もちろん、学校は事実認定の専門家ではないし、限界もある。しかし、加害者側が加害行為を矮小化する傾向にあることは事実であるし、両当事者の一致した点だけを事実認定するという手法をとれば、同心円の最小の円である加害者側の認容事実しか認められない結果となる。確かに時間の経過とともに記憶の汚染も起こり、被害者側の被害の意図せぬ拡大も起りうるが、いじめ被害における被害者証言の重みは十分に留意されるべきである。

(5) 学校対応評価と保護者への責任転嫁

学校調査報告書では、A保護者からのいじめ申告後の学校側の対応について、「学校がいじめの定義に基づき、必要な対応を行ったと評価でき、精一杯の対応がなされていたと思慮する。」と評価している。この評価は、いまだ心身の状況が安定せず、学校復帰のめども立たない状況にいる児童A家族にとって、不十分な調査の自画自賛としか受け止められず、学校・教育委員会への反発を強める要因となった。さらに、2年生時の状況について、2年担任に対しいじめについての本人からの申告があつて、少なくと

もトラブルの存在を認識していたのにもかかわらず、一步踏み込んだいじめ発見のための調査・A保護者への報告・問い合わせがなされなかつたという学校側の不作為に触れず、保護者と学校側の連携を強調して、むしろ児童A側にいじめ発見の遅れの責任を転嫁していると児童A側が受け止めるのも無理はない記述も、学校対応への自己評価の甘さが表れている。

本委員会は、以上のような学校調査報告書の問題点を認識したうえで、可能な限りそれらの問題点を克服すべく調査・報告書作成を進めた。

III いじめに関する事実認定

1 学校調査報告書で確認されている事実

- (1) A母は、令和3年4月16日、3年担任に対し、懇談会後の面談でメモを渡し、児童Aを注意して見守ってほしいと要望した。A母が渡したメモには、「3年生 新学期4月 2年生の頃と変わらずパンチをする真似をしたり追いかけられたりする」「4／15 体育の授業の移動中背中をたたかれる」「・2年生の3学期1月頃 左目の横にうっすら打撲の跡を見つける。クラスの子にパンチされた」「・追いかけられたり、通り道を塞がれたり、背中をたたかれる（ほぼ毎日）」「・先生が見ていない時にパンチの真似をしたり ？ふざけて追いかけてきたりする。目の前で『パチン』と手をたたく。（ほぼ毎日）」などの記載があった。
- (2) 令和3年4月19日、児童Aは、A母に対し、帰宅後に同日中に児童Bから3回いじめを受けて担任教員に伝えたことを話した。担任教員からの聴き取りにて、児童Bは、①体育の時間の「前へならえ」をした際に児童Bが児童Aの背中をつづいたこと、②掃除の時間に児童Bが児童Aの周りをほうきで掃いたことを認めていた。
- (3) 児童Aは、令和3年4月22日、1時間目終了後に登校した。児童Aと児童Bが手洗い場ですれ違う場面があった。児童Aが嫌な気持ちを3年担任に表情で示したため、3年担任は児童Aの視界に児童Bが入らないように2人の間に入つた。児童Aは、3年担任に対し、手洗い場付近で児童Bとすれ違つときにはらまれたと報告した。
- (4) 児童Aは、令和3年4月23日には朝の会の時間から、同月26日には3時間目からそれぞれ登校した。担任教員は、同月27日、A母から児童Aが医師からしばらく学校を休むよう指示を受けたとの連絡を受けた。A母が連絡した内容には、前日の17時頃の歯医者からの帰宅途中に、児童Aに歩行障害、意識障害が生じ緊急搬送されたとの説明もあった。3年担任は、その日のうちに校長に報告した。
- (5) 3年担任は、令和3年5月6日、電話連絡を入れ、A母から、同年4月30日に児童Aが急性心身症との診断を受けたとの説明を受けた。児童Aの病名は、令和3年6月4日付の診断書では不安障害と記載されていた。

(6) 校長は、A父に対して令和3年6月1日に、B父に対して同月2日にそれぞれ調査方針を説明し、調査事項、調査方法を確認した。

全教職員（会計年度任用職員含む）56名を対象とするアンケートは、令和3年6月9日から同月17日にかけて実施された。児童へのアンケートは、3年生児童103名を対象として、令和3年6月11日に実施され、当日欠席した児童に対しては後日実施された。アンケートには、児童A及び児童Bに関する記載は見受けられなかった。

(7) 児童Bは、聴き取りにて、面白半分で児童Aの目の前で手を叩いたり、目の前に手を出したりしたことを認めていた。

(8) 令和3年6月24日、児童A及び児童Bが在籍するクラスが1時間目の体育を終えて列に並んで教室に戻る際、男子児童数人が顔の前で両手をパチンと叩く行為をした。その後、児童Bを含む約5人は、自然と輪になってお互いの目の前でパチンと手を叩き始めた。さらに、児童Bは、足音を立てて相手を威嚇し、ボクシングスタイルで目の前で拳を止めるポーズを始めた。他の児童もお互いシャドーボクシングのようにやり合っていた。児童たちは、整列を終えると何事もなかったようにその遊びが終わり、歩き始めた。

2 本再調査により確認された事実

(1) 目の前で手をパチンと叩く動作は、遊びの範疇として広く行われていたのか目的・理由までは確認できなかったが、児童Aと児童Bが在籍していた2年生時のクラスでは、児童Aと児童Bとの間に限らず、クラス内でも広く行われていたようであった。児童Bは、他の児童から当該行為をされたこともあり、自身も児童Aを含めて他の児童にもしたことがあった。

児童Bは、2年次の10月頃には児童Aの顔の前でパンチをする真似をしたり、児童Aを追いかけたり、児童Aの背中を叩いたり、通り道をふさぐことがあった。2年生のうちに、児童Bは、児童Aに対し、目の前でパチンと手を叩いたり、通り道を塞ぐこともしていた。

児童Bによるこれらの行為に対し、児童Aは、驚いたり、怖がったりする反応を示したが、児童Bに対して止めるよう強く求めたり、同じような行為をやり返すようなことはなかった。

当時の児童Bには、自身でも説明のつかない苛立ちがあった。児童Bは、当時自身でも説明のつかない苛立ちがあったことに加えて、児童Aが児童Bに対して反発したりやり返したりせず他の児童とは異なる反応を示したことに興味を持った。そして、児童Aの反応見たさに当該行為を複数回繰り返した。児童Bが児童Aに対し てしたこれらの行為の頻度は、時間の経過とともに増加していき、3年生になっても継続した。

(2) 児童Bは、2年生頃には視力の矯正のために眼鏡をかけて生活するようになっていたが、眼鏡をかけた生活にはなかなか慣れていなかった。眼鏡をかけている時に、顔を下に向け、かけている眼鏡も下にずらして眼鏡のレンズの外側から目を細めて裸眼で見ようとすることがあった。

また、眼鏡を外してしまい、目を細めて、焦点を合わせようとすることも多かった。児童Bのこうした目を細める様子は、周囲に対し、視線の先の人や物をにらんでいる印象を与えていた。

(3) A母は、2年次の3学期の1月頃、児童Aの左目の横にうっすら打撲の跡があることを見つけた。A母は、児童Aに対し、打撲跡ができた事情を聞くと、クラスメイトから殴られたと回答した。この時、児童Aは、A母に対し、殴った児童の名前を述べず、A母が学校側に連絡することを嫌がった。A母は、児童Aに対し、児童Bに対して「やめて」という意思表示をするよう伝えた。その後、児童Aから、児童Bに「やめて」と意思表示したが、児童Bが追いかけたり、通り道を塞いだり、背中を叩くことが止まない旨聞かされたが、児童Aと強い口調で「やめて」と意思表示をする練習をした。さらに、児童Aから、他の児童が担任に伝えたこと、2年担任の指示で児童Aと児童Bと廊下で話し合ったが謝罪のみで叩く理由は聞けなかったことを聞いたが、引き続き様子を見ることとした。A母は、令和3年4月16日まで、児童Aから聞いた話を学校側と共有することはしなかった。

(4) 児童A及び児童Bの2年次の3学期、児童Aは、2年担任に対し、児童Bから「嫌なことをされた」などと2、3回訴えて、自己の置かれていた状況を伝えようとした。

また、児童Aと児童Bは、2年生時の3学期の授業前、2年担任の指示により、廊下に出て2人で話し合ったことがあった。

児童Aが2年生の時点では、A保護者から担任教員に対して訴えはなかった。

(5) 児童Aは、2年生の3学期の修了式から帰った後、顔の前でパンチをする真似などをくる相手が児童BであることをA母に伝えた。児童Aは、A母に対し、児童Bの名前を打ち明けた後、「やっと終わった」と述べていた。

児童Aは、春休みの間、3年次も児童Bと一緒にクラスになるのを不安がった。A母は、児童Aに対し、児童Aと児童Bが3年生時も一緒にクラスになって同じことが続くようなら、「担任の先生に相談しよう。大人の人に助けてもらおう。」と説得した。

(6) 児童Aは、令和3年4月8日に3年生となり始業式を迎えた。児童Aらの学年は、2年から3年に進級するにあたりクラス替えが行なわれたが、児童Aは、3年生時も児童Bと同じクラスにクラス分けされた。

児童Aは、A母に対し、3年に進級後も児童Bから、パンチをする真似をしたり追いかけられたりすることなどが続くことを伝えた。

(7) A母は、令和3年4月16日、3年担任に対し、懇談会後の面談でメモを渡し、児童Aを注意して見守ってほしいと要望した。令和3年4月16日にA母が3年担任に渡したメモには、「3年生 新学期 4月 2年生の頃と変わらずパンチをする真似をしたり追いかけられたりする」「4／15 体育の授業の移動中背中をたたかれる」「・2年生の3学期1月頃 左目の横にうっすら打撲の跡を見つける。クラスの子にパンチされた」「・追いかけられたり、通り道を塞がれたり、背中をたたかれる（ほぼ毎日）」「・先生が見ていない時にパンチの真似をしたり ?ふざけて追いかけてきたりする。目の前で『パチン』と手をたたく。（ほぼ毎日）」などの記載があった。

(8) 令和3年4月19日、児童Aは、3年担任に対し、児童Bからその日のうちに3回いじめを受けたと訴えた。3年担任は、児童Aと児童Bを注視している中で、①体育の時間の「前へならえ」をした際に、児童Bが児童Aの背中をついたこと、②掃除の時間に児童Bが児童Aの周りをほうきで掃いたことを確認し、児童Bを指導した。児童Aは、帰宅後、A母に対し、同日中に児童Bから3回いじめを受けて3年担任に伝えたことを話した。

(9) 令和3年4月21日、3年担任による児童Bへの聴き取りにおいて、児童Bは、児童Aに対し、目の前で手を叩いたり、目の前に手を出したことを認めた。聴き取りの中で、児童Bが児童Aに対して目の前で手をパチンと叩くことを行ったことがあるかとの質問に答えた。児童Bは「過去に」と回答していた。児童Bは、児童Aへの行為に及んだ理由について、特に理由はなく面白いと思ってやったと説明した。なお、児童Bに対する聴き取りが後日改めて行われた形跡は、本再調査にて確認した資料・記録・関係者の聴取からは確認できなかった。

(10) 令和3年4月22日、児童Aは、1時間目終了後に登校した。児童Aは、手洗い場付近で児童Bとすれ違った。3年担任は、児童Aと児童Bがすれ違うのを確認したため、児童Aの視界に児童Bが入らないように2人の間に入った。児童Aは、3年担任に対し、手洗い場付近で児童Bとすれ違ったときににらまれたと報告した。

(11) 児童Aは、令和3年4月23日には朝の会の時間から、同月26日には3時間目からそれぞれ登校した。

同月26日の17時頃、児童Aは、歯医者からの帰宅途中に歩行障害、意識障害が生じたため緊急搬送された。A母は、医師からしばらく学校を休むよう指示を受けた。同月27日、A母は、3年担任に対し、前日に児童Aに歩行障害と意識障害があらわれて緊急搬送されたこと、医師からしばらく学校を休むよう指示を受けたことを連絡した。3年担任は、その日のうちにA母から連絡を受けた内容を校長に報告した。

同月30日、児童Aは、急性心身症との診断を受けた。3年担任は、令和3年5月6日、A母に対し、電話連絡を入れ、同年4月30日に児童Aが急性心身症との

診断を受けたとの説明を受けた。児童Aの病名は、令和3年6月4日付の診断書では不安障害と記載されていた。

児童Aは、同年4月27日から同年7月26日の放課後に登校するまで欠席が続いた。

(12) 令和3年5月14日、A保護者と3年担任、学年主任及び2年担任とが面談した。学校側は、A保護者に対し、児童A及び児童Bが2年生であった当時の担任の対応として、3学期に児童Aが児童Bから嫌なことをされたと訴えてきたことがあり、話をよく聴いた上で児童Bに指導をしたとの説明をした。A保護者は、令和3年4月19日に児童Aが児童Bから3回いじめを受けたことの学校側の確認状況の報告を求めた。3年担任は、体育の時間に「前へならえ」をしたときに児童Bが児童Aの背中をつづいたり、児童Bが掃除の時間に児童Aの周りをほうきで掃いたりしたことを確認したので指導したと説明した。A保護者は、学校側に令和3年4月16日以降の児童Aに関する経過を日付順に記載したメモを提出した。提出されたメモには、「・4／19（月） 3回いじめを受け、（3年担任）先生に（児童A）が伝えた。」と記載されていた。

(13) 校長は、A父に対して令和3年6月1日に、B父に対して同月2日にそれぞれ調査方針を説明し、調査事項、調査方法を確認した。

全教職員（会計年度任用職員含）56名を対象とするアンケートは、令和3年6月9日から同月17日にかけて実施された。全教職員を対象とするアンケートには、児童A及び児童Bの氏名が記載され、児童Bから児童Aに対するいじめやトラブルを見聞きしていたことを回答するよう求める内容となっていた。

児童へのアンケートは、3年生児童103名を対象として、令和3年6月11日に実施され、当日欠席した児童に対して後日実施された。児童を対象とするアンケートには、児童A及び児童Bの氏名は記載されておらず、定期的に実施している「こころと生活のアンケート」に追加の質問項目を設ける形で実施された。

教職員を対象とするアンケートでは、児童Bから児童Aに対するいじめやトラブルに関して見聞きしたとする回答は見受けられなかった。児童を対象とするアンケートには、児童A及び児童Bに関する記載は見受けられなかった。

(14) 児童Aは、令和3年8月18日、「しつ問」と題する書面を通じて、児童Bに対し、児童Aに「いじわるした時はどんな気もちだったか。」と質問した。なお、この質問から半年以上が経過した令和4年4月8日になって、児童Bは「さいしょは楽しかったけどあとになるとたのしくなかった」と記載した書面を作成した。

(15) 児童Aは、令和3年10月21日のいじめ予防の授業の最後に手紙を読んだ。その後、児童Aは、挙手をし、児童Bを含むクラスメイトの前で、「勇気を出して言います。意地悪をやったのは（児童Bの氏）君です」と発言した。

教務主任と3年担任はその日の昼休みに児童Bに面談した。児童Bは、涙ぐみな

がら「急に言われて悲しかった」「僕のせいだといわれたから」「いじめたことを言われて思い出した」「はっきり言われて悔しかった」「みんなの前ではっきり言われたことが嫌だった」と述べた。

(16) 令和4年4月27日、児童A、A母、児童B、B父、校長、教頭、3年担任、2年担任、教務主任が参加する「謝罪の会」が開かれた。児童Bは「いじめちゃってごめんね。」「手をパチンとやっちゃってごめんね」「とおせんぼしちゃってごめんね」「おいかけちゃってごめんね」「おもしろはんぶんでやつてしましました」「いじめはもうやりません」など書いた手紙を児童Aらの前で読み上げた。

3 いじめ行為について

(1) 調査報告書の整理

調査報告書では、

- ①3年生に進級し、児童Bから目の前でパンチをする真似をされたり、追いかかれたりした事実
- ②令和3年4月15日の体育の授業への移動中に児童Bから背中を叩かれた事実
- ③2年次の3学期（1月頃）に児童Bから左目の横をパンチされた事実（報告書では「当該児の左目の横にうっすら打撲の跡があることを母親が見つけた事実」と記載されている。）
- ④2年生時にほぼ毎日、追いかかれたり、通り道を塞がれたり、背中を叩かれた事実
- ⑤2年生時に他の友達が児童Aが児童Bに叩かれているのを見たと担任に伝えた事実
- ⑥2年生時にほぼ毎日、教師の見ていないところで、パンチの真似をされたり、ふざけて追いかけてきたりし、目の前でパチンと手を叩く動作をされた事実
- ⑦令和3年4月19日に児童Bから3回いじめを受けた事実
- ⑧令和3年4月22日に手洗い場付近で児童Bとすれ違った際ににらまれた事実と整理されている。

しかし、①～⑧の事実は重複する部分もあり、重複する部分を共通項で括り時系列で整理すると、児童Aの訴えは、

- ①' 児童Bが、2年生の時に、ほぼ毎日、教師の見ていないところで、児童Aに対して、Ⓐ目の前でパチンと手を叩くこと、Ⓑパンチの真似をすること、Ⓒ背中を叩くこと、Ⓓふざけて追いかけること、Ⓔ通り道を塞ぐこと、の行為をしたこと
- ②' 児童Bが、2年次の3学期（1月頃）に児童Aの左目の横をパンチしたこと
- ③' 3年生に進級した後も、児童BからⒶ～Ⓔの行為が継続しこと
- ④' 令和3年4月15日の体育の授業への移動中に児童Bから背中を叩かれたこと
- ⑤' 令和3年4月19日に児童Bから3回いじめを受けたこと

⑥' 令和3年4月22日に手洗い場付近で児童Bとすれ違った際ににらまれたことと整理できる。

(2) 本再調査により認定したいじめ行為について

ア 2年生時のいじめ

(ア) 報告書での取扱い

報告書では、2年生当時、児童に指導していたトラブル事案の1つとして、2年担任が児童Aと児童Bに何らかのトラブルがあり、それに対して指導したことを認定しつつも、調査により具体的な事実が認定できなかったとされた。

(イ) 本再調査での判断

児童Bは、2年生の10月頃には児童Aを追いかけたり、顔の前でパンチをする真似をしたり、背中を叩くといった行為をしており、2年生の時点から目の前でパンチと手を叩くことや通り道を塞ぐこともあった。

当時の児童Bに自身でも説明のつかない苛立ちがあったことに加え、児童Aからの「しつ問」に対して児童Bが「さいしょは楽しかったけどあとになるとたのしくなかった」と回答していることからして、具体的な頻度に関し確認するには至らなかったが、児童Aの反応見たさに当該行為を複数回繰り返していたことはうかがえる。

児童Aには令和3年4月26日に歩行障害、意識障害といった身体症状があらわれている。児童Bから児童Aへの1つ1つの行為は、単独の行為として捉えたときには態様として決して深刻なものとはいえない。それにもかかわらず、児童Aに身体症状があらわれているのであるから、それほどまでに児童Bから児童Aへのいじめ行為の回数が相当積み重なっていたものと考えられる。3年生の始業式は令和3年4月8日であり、3年生となった児童Aが実質登校したのは、13日間にとどまる。仮に3年生になってから児童Bから児童Aへの上述の行為が始まったとして、そのわずかな登校期間の中で児童Aに身体症状があらわれるまでいじめ行為を積み重ねられるとは考えにくい。

そうすると、回数はわずかな回数が繰り返されるにとどまったとは考えにくく、2年生の段階から児童Aの主観としてほぼ毎日と感じる程度に繰り返されたものと推認される。

また、児童Bから児童Aに対する上記Ⓐ～Ⓔの行為について、2年生の段階から相応の頻度で相当数繰り返されているにもかかわらず、児童Bが2年生時に児童Aを追いかけたことを担任教員から注意を受けたことがあったものの、それ以外については、担任教員が確認して指導に至っていないことからすると、少なくとも児童Bが担任の注意の及ばないところで上記Ⓐ～Ⓔの行為をしていたことはうかがわれる。

以上から、児童Bが、2年生時に、ほぼ毎日、教師の見ていないところで、児童

Aに対して、Ⓐ目の前でパンチと手を叩くこと、Ⓑパンチの真似をすること、Ⓒ背中を叩くこと、Ⓓふざけて追いかけること、Ⓔ通り道を塞ぐこと、の行為をしたと認定する。

イ 児童Bが、2年次の3学期に児童A左目の横をパンチしたこと

(ア) 報告書での取扱い

報告書では、2年生当時、児童に指導していたトラブル事案の1つとして、担任教員が児童Aと児童Bに何らかのトラブルがあり、それに対して指導したことを認定しつつも、調査により具体的な事実が認定できなかったとされた。

(イ) 本再調査での判断

A母は、2年の3学期の1月頃、児童Aの左目の横にうっすら打撲の跡があることを見つけ、児童Aから打撲跡ができた理由がクラスメイトから殴られたと聞かされた。

この出来事は令和3年4月16日まで学校側と共有されることはなかった。

また、児童Aの打撲痕は、写真などで記録されておらず、児童AとA保護者からの説明以外の裏付け資料を確認することはできなかった。

しかし、児童Bは、2年次の10月頃には児童Aの顔の前で殴る真似をするようになっており、2年次の3学期にはその頻度がかなり増加していたとうかがわれる。児童Bが児童Aを意図的に殴る気持ちがあったかは不明であるが、真似で止めるつもりだった児童Bの拳が児童Aの顔面にあたる危険のある行為が日常的に起きていた。

本件は、A母が2年次の3学期の1月頃に児童Aの左目の横にうっすら打撲の跡があるを見ついたことが発覚の端緒となっている。このことは、令和3年4月16日の懇談会後の面談でA母が3年担任に渡したメモにも記載されており、児童A側の説明として一貫している。なお、児童A側からの説明によると、児童Bのパンチが児童Aの顔面にあたったのは2年生時において1回だけであるとのことである。

児童Bによる児童Aに対するⒶ～Ⓔの各行為は、Ⓑ及びⒸの行為を除くと単体で見ると身体接触の危険が少ないものであり、攻撃性が高いものではない。Ⓑ及びⒸの行為については、身体的接触を伴ったりその危険があるものであるが、これらの行為を含んでもⒶ～Ⓔの行為のみにより児童Aに身体症状があらわれたとするのは不自然であり、顔面を殴られるなどのような児童Aに身体症状を引き起こさせるほどの大きな出来事があったはずである。その後も児童Bによるパンチの真似が繰り返されたことは、児童Aからすると、またいつパンチされるかもしれないとの恐怖心を常に付きまとい、児童Aにとって大きな心因的負担となったものと思料される。

以上から、児童Bが2年次の3学期（1月頃）に児童Aの左目の横をパンチした

ことを認定する。ただし、児童Bが児童Aの顔面に当たっても構わないと思ってパンチを当ててしまったのか、児童Bが殴る真似で児童Aの顔の前で止めるつもりだった拳を児童Aの顔面に当ててしまったのか、については確認できなかった。

ウ 3年生進級後のいじめの継続

(ア) 報告書での取扱い

報告書では、児童Bからの聴き取りの中で、児童自身が面白半分で、児童Aの目の前で手を叩いたり、目の前に手を出したことは認めていたことが記載されている。さらに、本件のいじめ重大事態の発生後ではあるが、学習ボランティアが、①児童Bを含む児童約5人が輪になってお互いの目の前でパンチと手を叩き始めたこと、②児童Bが相手を威嚇し、ボクシングスタイルで目の前で拳を止めるポーズをし始め、他の児童もお互いシャドーボクシングのようにやり合っていたこと、といった事実が確認されたことが記載されている。

その上で、児童Aが児童Bから目の前でパンチをする真似をされたことを認定した。

他方で、児童Aが児童Bから追いかけられたりしたことは、聴き取りやアンケート調査から確認できなかったことを理由に、事実として認定するに至らなかった。

(イ) 本再調査での判断

児童Bは、2年生の10月頃には児童Aを追いかけたり、顔の前でパンチをする真似をしたり、背中を叩くことがあり、時間とともに頻度を増加させていった。児童Aは、2年次の3学期の修了式後になって母親に児童Bの名前を打ち明けたこと、母親に対して児童Bの名前を打ち明けた際に「やっと終わった」と述べていたこと、児童Aが春休みの間に3年生時も児童Bと一緒にクラスになるのを不安がっていたことなどからすると、児童Aとしてはクラス替えにより児童Bと別クラスになることを強く望んでいた。

しかし、3年生時も児童Aと児童Bとは同じクラスとなり児童Aの望みが叶わず、児童Aにとって大きな心理的負荷ともなった。そして、3年生になってもⒶ～Ⓑの行為が継続したため、3年生時の実質登校13日目という早い段階で身体症状に顕れた。

以上から、報告書同様に3年生に進級した後、児童Aが児童Bから目の前でパンチをする真似をされたり、追いかけられたりしたことがあったと認定する。

エ 令和3年4月15日の体育の授業への移動中に児童Bから背中を叩かれたこと

(ア) 調査報告書での取扱い

調査報告書では、①体育の授業への移動は、背の順で整列し移動していること、②児童Aと児童Bは背の順で前後に並んでいたため、児童Aの後方に並んでいる児童Bが背中を叩くことができる状況にはおかれていていることから、何らかの接触

等はあった可能性があること、③児童Bへの聴き取りやアンケート調査から事実の確認ができなかったこと、が記載されている。

これらを踏まえ、児童Aが令和3年4月15日の体育の授業への移動中に児童Bから背中を叩かれたことは事実として認定されなかった。

(イ) 本再調査の判断

調査報告書でも、体育の授業への移動の際に、児童Aと児童Bが背の順で前後に並んでいて、児童Aの後方に並んでいる児童Bが背中を叩くことができる状況には置かれていることを踏まえて、何らかの接触等はあった可能性があったことが認定されている。

加えて、先に触れたとおり、児童Bは、児童Aが驚いたり、怖がったりする反応に興味を持ち、児童Aを追いかけたり、顔の前で殴る真似をしたり、背中を叩くといった行為を2年生時から繰り返しており、時間の経過とともにその頻度を増していっていた。

また、児童Aが体育の授業への移動中に児童Bから背中を叩かれたのは、A母が3年担任に対してメモを渡した令和3年4月16日のまさに前日のことである（A母が3年担任に渡したメモが、令和3年4月16日の前日に作成されたとすると、児童AからA母への報告はまさに当日のこととなる。）。出来事からかなり経過した後の被害申告ではなく、まさに出来事直後に被害申告をしていることからすると、そこに誤った被害申告が紛れ込んでいるとは考えにくい。

児童Aが児童Bから背中を叩かれたのは、体育の授業で背の順で移動した際で、児童A及び児童Bの前後の児童にも3年担任にも見られにくい状況にあった上、出来事から4年近い時間が経過していることもあり、児童Aの説明以外の裏付け資料がないことを理由に事実を認定しないのは相当ではない。

以上から、本委員会としては、児童Aが令和3年4月15日の体育の授業への移動中に児童Bから背中を叩かれたと認定する。

オ 令和3年4月19日に児童Bから3回いじめを受けたこと

(ア) 報告書での取扱い

報告書では、令和3年4月19日の体育の時間「前へならえ」をしたときに、児童Bが児童Aの背中をついたり、児童Bが掃除の時間に児童Aの周りをほうきで掃いたりする行為があったことを児童Bが認めていたと記載されている。

児童Aは、心理的影響を与えられた行為であると申し出ていたことから2つの行為をいじめと認定している。

いじめの回数としては、児童Aの申出よりも1回分回数が少ない。

(イ) 本再調査の判断

本再調査では、令和3年4月19日に児童Bからあった3つ目のいじめについては、児童Bが児童Aの目の前でパチンと手を叩き、児童Aを驚かせた後にパンチ

の真似をしたことであることを確認した。3つ目のいじめについて、出来事から4年以上の時間が経過していることもあり、児童Aの説明以外の裏付け資料は確認できなかった。

しかし、令和3年4月19日に児童Bから3回いじめを受けたことは、児童Aがその日のうちに3年担任に報告している。

また、同年5月14日の面談時でも、A保護者から学校側に確認状況が質問されている。面談時には、令和3年4月16日以降の出来事をA保護者が児童Aから聴き取って日付順に記録したメモも学校側に提出されている。

加えて、調査報告書にて令和3年4月19日に2回のいじめにあたる行為があったことが認定されていること、児童Bが児童Aを追いかけたり、顔の前で殴る真似をしたり、背中を叩くといった行為が2年生時から時間が経つにつれて頻度を増していったことからすると、調査報告書の作成過程では確認できなかった行為が存在した可能性も十分あり得るところである。

以上から、本委員会としては、令和3年4月19日に児童Bから児童Aに対して、体育の時間「前へならえ」をしたときに児童Bが児童Aの背中をつづいたり、児童Bが掃除の時間に児童Aの周りをほうきで掃いたりする行為以外に、3年担任に認識されなかつたが、児童Bが児童Aの目の前でパチンと手を叩きパンチの真似をしたとのいじめ行為があつたと認定する。

(3) 本再調査により認定に至らなかつたいじめ行為について

本再調査では、令和3年4月22日に手洗い場付近で児童Bとすれ違つた際ににらまれたことについては次のとおり当該事実があつたと認定するには至らなかつた。

ア 調査報告書での取扱い

調査報告書では、①児童Aと児童Bが手洗い場ですれ違つた場面があり、児童Aが嫌な気持ちを3年担任に表情を表したため、3年担任は児童Aの視界に児童Bが入らないよう2人の間に入ったこと、②その際、2人の目が合う状況があつたこと、③児童Aにとっては目が合つただけでも、にらまれたと思つてしまつたかもしれないこと、④児童Bが児童Aをにらんだという行為の有無については、3年担任及び児童Bの聴き取りやアンケート調査からも確認できなかつたことが記載されている。

これらを踏まえ、令和3年4月22日に手洗い場付近で児童Bとすれ違つた際ににらまれたことは事実として認定されなかつた。

イ 本再調査での判断

児童Aは、業間休みにトイレに行こうと廊下に出たところ、児童Bも廊下に出てきて、児童Bが黒目が見えないぐらいの白目でにらんできたと説明した。

児童Bは、2年生頃には視力の矯正のために眼鏡をかけて生活するようになつて

いたが、眼鏡をかけた生活にはなかなか慣れず、眼鏡をかけている時に顔を下に向けたり、かけている眼鏡も下にずらして眼鏡のレンズの外側から目を細めて裸眼で見ようとすることがあったようである。眼鏡を外した際には目を細めて焦点を合わせようとすることが目つきの悪い印象を与える、周囲に対し、視線の先の人や物をにらんでいる印象を与えていた。

調査報告書に記載されていることからしても、令和3年4月22日に手洗い場付近で、児童Aと児童Bが手洗い場で対面しており、その際に児童Aと児童Bとが視線を合わせる状況にあったことは十分認定できる。

令和3年4月22日は、児童Bが3年担任から本件事案について事情聴取を受けた翌日でもある。児童Bからすると、両者の関係を担任教員に伝えた児童Aに対して、負の感情を持つことも十分に考えられ、児童Aをにらんだ可能性はあり得るところである。

しかし、にらむ行為と目を細める行為について、行為者の主観による違いがあったとしても客観的な区別がつきにくい。児童Bの視力の矯正状況からすると、児童Aと児童Bとの視線が合った際に、児童Bが児童Aをにらんでいたのか、児童Bが焦点を合わせるために目を細めて児童Aを見たのかを判別することは困難である。

以上から、本委員会としては、令和3年4月22日に手洗い場付近で児童Bとそれ違った際ににらまれたことを認定するには至らなかった。

(4) いじめの原因について

児童A側からは、本再調査にあたり、2年生時に児童Bが宿題を忘れることが多く、2年担任から休み時間を使って宿題をこなすよう指導があり、児童Bが休み時間に遊びに行けなかったことで児童Bにとってストレスとなり、児童AへのⒶ目の前でパチンと手を叩くこと、Ⓑパンチの真似をすること、Ⓒ背中を叩くこと、Ⓓふざけて追いかけること、Ⓔ通り道を塞ぐことといった行為に繋がったのではないかとの説明があり、いじめの原因を特定してほしいとの求めがあった。

本委員会による調査では、2年生当時の児童Bに自身でも説明のつかない苛立ちがあったこと、Ⓐ～Ⓔの行為をされた際の児童Aの反応を児童Bが面白いと感じていたことといった点までは確認できた。

しかし、当時から4年近い時間が経過しているため、本再調査にて確認した資料・記録・関係者の聴取からは、児童A側が本委員会に説明したいじめの原因が事実であるとするだけの裏付けを得るには至らなかった。

(5) まとめ

調査報告書では2年生からのいじめに該当する行為があったとの認定はされず、3年生でのいじめ行為もごく限られた内容のみが確認されるにとどまっていた。

本再調査では調査報告書作成以後の事情として事後的に確認した事実も含まれるも

のあるが、児童Aが2年生の頃から児童Bより継続性のあるいじめ行為を受けていたものと認定でき、全体としては概ね児童Aの申告のとおりであったことを確認した。

4 被害児童側及び学校側の対応によるいじめの調査開始の遅れ

(1) 被害児童保護者の申告について

児童Bの児童Aに対するいじめに関して、A保護者が学校側に初めて情報を共有したのは、令和3年4月16日である。

A母は、児童Aが2年生の3学期の1月頃に左目の横にうっすら打撲の跡があることを見つけ、児童Aからクラスメイトから殴られたとの説明を聞いている。

また、児童Aから、止めるよう意思表示しても児童Bの行為が止まないこと、他の児童が2年担任に児童Bとの関係を伝えたこと、2年担任の指示で児童Bと話し合ったが叩く理由が聞けなかったこと、といったことも聞いている。

しかし、A母は、児童Aが自ら2年担任に相談すると述べ、A保護者から学校に連絡を入れることを嫌ったため、児童Bに対して「やめて」との意思表示をする練習をするにとどめた。

(2) 学校側の対応

児童Aは、2年次の3学期、2年担任に対し、児童Bから「嫌なことをされた」といじめ被害の申告をしている。しかし、2年担任からは、児童Aからの申告を具体的に確認する聴き取りはなされなかつたことがうかがわれる。

また、2年担任は、3学期の授業前、児童Aと児童Bに指示して廊下で2人で話し合う機会を持たせている。しかし、2年担任は、児童Aと児童Bとの間の話合いの中身には関与していなかつたことがうかがわれる。

(3) 被害児童側及び学校側の対応といじめの調査の遅れへの影響

ア A母は、2年次の3学期から、児童Bの児童Aに対するいじめ行為を児童Aより聞かされているが、児童Aの意向を汲んで学校側との情報共有を見送り続けていた。学校側にはA保護者に対して児童の怪我とその原因を報告する義務があるところ、学校側から何らの報告もなされておらず学校側の報告義務が果たされていないのであるから、学校側が事情を把握できているか否かを確認する意味でもA母は気づいた時点で学校側に問い合わせることが望ましかつた。

仮に児童Aが自ら担任に相談することを希望したとしても、顔に打撲跡が残るほどに顔を殴る行為は、ふざけや遊びの範疇を超えていた。A保護者としては、児童Aが自ら相談するとしてA保護者から学校への情報提供を希望していなかつたとしても、保護者として児童Aに代わって相談した方がよかつた。その理由は、児童Aが児童Bからの仕返しを恐れて2年担任への相談を躊躇してしまつたり、当時小学2年生という年齢的な未熟さから児童Aが適切に2年担任に出来事を十分に説明しきれ

ず適切に相談ができていないこともあり得るからである。児童Aが自ら担任に相談するとした希望は、A保護者が2年担任に問い合わせる際に、児童Aの意向も伝えることで児童Aの希望にも配慮することは可能であった。

イ 学校側は、2年次3学期において、児童Aからの被害申告や当事者の話合いの機会を持たせたことからすると、これらがいじめを調査する契機となり得た。児童Aからの「嫌なことをされた」との申告内容は、抽象的であり、その発言からは直ちにいじめであることを察知するのは困難であったかもしれないが、児童Aが心身の苦痛を感じていればいじめの可能性があることから、2年担任としては、児童Aからの申告について内容を具体的に聴き取ったり、A保護者に対して児童Aが家庭で話していることはないかを確認するなどの対応を取るべきであった。

また、児童Aと児童Bが2人で話し合う機会を持たせた際にも、問題に対して迅速に対応しようとのことだったとしても、児童の年齢からすると教員なしには適切な話合いは期待できないため、2年担任としては、個別の機会を設けて丁寧に事情を聴き取るべきであった。2年担任としてはクラス内の児童に指示して短時間で戻ってくるつもりであったとしても、児童Aからすれば、いじめの当事者の2人きりにさせられた時間は体感として長時間と感じられたものと思料される。この出来事により、児童Aが2年担任に相談しにくい印象を持った可能性は否めず、いじめの発見が遅れる要因に繋がったとも思料される。

(4) 小括

学校側は、2年次3学期に児童Aからの被害申告や当事者の話合いを通じていじめの有無を把握する機会を持ち得ていながら、対応が不十分であったためにその機会を生かすことができなかった。その結果、いじめの調査の開始が遅れることとなった。

5 被害顕在化後から報告書作成までの学校対応

(1) いじめ重大事態認定と調査開始

A母は、令和3年4月16日、3年担任に対し、懇談会後の面談でメモを渡し、児童Aを注意して見守ってほしいと要望した。学校は、令和3年4月19日、平時から開催されているいじめ対策委員会（出席者：校長、教頭、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、3年担任、2年担任）の会議にてA保護者からの情報を共有した。児童Aは、令和3年4月26日に歩行障害、意識障害が生じ緊急搬送され、同月30日に急性心身症との診断を受けた。令和3年5月14日には3年担任とA保護者が面談し、A保護者は、診断書に基づき、児童Aの急性心身症はいじめによるものであると述べた。

令和3年5月25日、A父、校長、教頭、生徒指導主任、教務主任及び3年担任が面談した。学校側は、A父に対し、教育委員会の指導・支援の下、第1号いじめ重大事態が発生したものとして調査を始めると説明した。

学校は、令和3年5月26日、生徒指導部会で、児童Aのいじめに関する情報を共有し、同月31日の職員集会で、いじめ重大事態にかかる事実関係の調査を開始することを周知した。

(2) 調査と被害者説明

ア 調査の内容

いじめ対策委員会は、小学校の全教職員（会計年度任用職員含む）56名及び3年生児童全員105名（児童Aを除く）へのアンケート調査を実施し、児童A、児童Bの学校生活等の様子を確認する調査を実施した。

児童Aの聴き取りは、実施されず、令和3年4月16日にA母が3年担任に手渡したメモが被害申告の内容となっている。児童Bへの聴き取りは、調査報告書作成までにおいては、令和3年4月21日に3年担任と2年担任とで実施されたが、いじめ重大事態調査を開始して以降学校調査報告書完成までの間に追加の聴き取りは実施されなかった。

また、児童A及び児童Bのクラスメイトらへの聴き取りは、児童の年齢や心理的影響等への配慮から実施されていない。

イ A保護者への説明

令和3年6月1日、A父、校長、教頭、生徒指導主任、教務主任、学年主任、3年担任及び2年担任が面談した。

学校側は、A父に対し、今後の調査の流れと調査事項を説明した。調査としての児童を対象とするアンケートに関し、①事実を確認する時期は2年生から現在までの間とすること、②調査はアンケート形式で実施すること、③アンケートの内容は、児童A及び児童Bに限定せず「いやなことをされたことがあるか」「友達が誰かに嫌なことをされているのを見たことがあるか」「自分がしてしまったことがあるか」と質問し、「ある」と回答した場合にはより具体的な記述ができるようにすること、④具体的な記述があった児童に対しては聴き取りを実施すること、との説明がなされた。

学校側は、A父から、アンケートには児童Aの個人名を出さない形式でのアンケートを実施することの了承を得た。アンケートにて児童Aの個人名を出すか否かにあたり、学校側が、児童Aの父親に対し、どのような説明をしたかについては証言が分かれていた。児童Aの個人名を出すことで児童Bから児童Aへのいじめ行為に関連する事情を確認できる可能性もあるが、事情を知らない児童にまで知られてしまう可能性があり、他方、児童Aの個人名を出さないことで本件を知らない児童にまで知られることを避けられるが、児童Aと児童Bとの関係に関する情報がアンケートに記載されない可能性があるとの説明をしたとの証言もあったが、そこまで説明はしていないとの証言もあったためである。A保護者の受け止めも、それぞれの方式のメリットとデメリットとを十分に理解できていないままにアンケートの方式を了承し

ていることがうかがわれた。

3年生児童全員105名（児童Aを除く）を対象としたアンケート調査結果は、A保護者には報告書が完成するまで伝えられなかつた。

また、報告書の中間報告もA保護者にはなされていない。

ウ B保護者への説明

令和3年6月2日、B父、校長、教頭、生徒指導主任、教務主任及び3年担任が面談した。

学校側は、B父に対し、今後の調査の流れと調査事項を説明した。調査事項については、前日に行ったA保護者に対してと同様の内容が説明された。

B父は、学校側の説明を受け、調査内容を了承した。

(3) 調査過程

ア 教職員向けアンケート

全教職員（会計年度任用職員含む）56名を対象とするアンケートは、令和3年6月9日から同月17日にかけて実施された。

アンケートには、児童Aと児童Bとの間のいじめに関連する記載は見受けられなかつた。

イ 2年担任と3年担任への聴き取り

2年担任に対する聴き取りは、報告書が作成されるまでに作成された資料において、2年担任の当時の回答・説明が記載されたものが存在した。いじめ対策委員会にて、2年担任に児童Aと児童Bとの関係を確認するような聴き取りの機会が持たれた記録は確認できなかつた。2年担任への聴き取りは、いじめ対策委員会外の他の業務や休み時間の機会に校長らが質問して回答を得るという形でなされており、2年担任の回答・説明の発言内容を記録した資料は残されていなかつた。

また、3年担任に対する聴き取りについても、報告書が作成されるまでに作成された資料として個人の手控えは存在したが、いじめ対策委員会にて、3年担任に児童Aと児童Bとの関係を確認するような聴き取りの機会が持たれた記録は確認できなかつた。2年担任と同様、いじめ対策委員会外の他の業務や休み時間の機会に校長らが質問して回答を得るという形でなされており、3年担任の回答・説明の発言内容を記録した資料も残されていなかつた。

ウ 児童へのアンケート

児童へのアンケートは、3年生児童103名を対象として、令和3年6月11日に実施され、当日欠席した児童に対して後日実施された。当該アンケートは、学校にて定期的に実施されている「心と生活のアンケート」にアンケート事項を一部追加して実施されたものである。

実施されたアンケートの結果には、児童A又は児童Bの個人名が記載された回答はなく、アンケートから児童Aが申告していた児童Bによる行為を確認することはできなかった。

学校側は、A父に対し、アンケートの項目に児童Aの個人名を出すか否かの実施方法を決定するにあたり、児童Aの個人名を出さないことにより、他の児童が児童Aのことについて至らないなどして回答されない可能性があることを想定していた。そうすると、アンケートの結果を以て直ちに児童Aが申告していた児童Bの行為が確認できなかったとして調査を終結させてしまうのは、調査としては不十分と言わざるを得ない。児童の年齢や心理的影響等を考慮して児童からの事情聴取は行わないのであれば、追加のアンケート調査の実施を検討することが望ましかった。

エ 児童Aの聴き取り

児童Aの心身の状況から、実施されていない。

児童Aによる被害申告は、令和3年4月16日にA母が3年担任に手渡したメモと、令和3年5月14日にA保護者と3年担任、学年主任及び2年担任とが面談した際のA保護者からの説明が中心となっている。

急性心身症や不安障害との診断を受けていた当時の児童Aの状況からすると、児童Aへの聴き取りが実施されなかったのはやむを得なかったものといえる。

しかし、A保護者が児童Aからの被害申告を聞いている可能性もあるため、A保護者を通じて児童Aの説明を聴取したり、A保護者を対象者とする聴き取りを実施すべきであった。

オ 児童Bへの聴き取り

児童Bへの聴き取りは、調査報告書作成までにおいては、令和3年4月21日に3年担任と2年担任とで実施されている。児童Bは、児童Aに対して、目の前で手を叩いたり、目の前に手を出したりすることを認めていた。児童Bは、いつからしていたかの質問については「過去に」と説明したが、それ以上の聴き取りはできなかった。

児童Bへの聴き取りにあたり、令和3年4月21日のいつ、誰が、どこで、どのような聴き方をして、児童Bがどんな言葉を使って回答したかなどの記録は作成されていないようであった。児童Bへの聴取内容を事後的に検証できない形で済ませてしまった点は問題があったと言わざるを得ない。

また、児童Bの聴き取りは、令和3年4月21日の1度だけのようであり、いじめ対策委員会によるいじめ重大事態調査としては実施されていない。当事者である児童Bの聴き取りは、必須の調査であり令和3年4月21日の聴き取りでは十分な回答を得られていないことからすると、追加の聴き取りも必要であった。

なお、学校調査委員会によるB父への説明がなされたのが令和3年6月2日であることからすると、令和3年4月21日の児童Bへのいじめ行為の有無を確認する

聴き取りの時点では、B保護者の了承を得ていないこととなる。

カ クラスマイトの聴き取り

本件に関して、児童Aから個別に名前の挙がった一部の児童への聴き取りも実施されていたが、聴き取りを行った児童からは、児童Aが申告していた児童Bの行為を確認できる供述は得られなかった。

クラスメイトらへの聴き取りは、児童の年齢や心理的影響等への配慮から実施しないとする学校側の考え方も理解できるものの、いじめを認定しないとの結論を出すのであれば調査として尽くすべきところを検討することが望ましかった。

(4) 報告書作成経過とスクールロイヤー・教育委員会の関与

ア 校長は、令和3年5月17日には、教育委員会に連絡を入れ、本件の概要を報告している。令和3年5月から6月までの間は週に複数回の頻度で連絡を取り合っていた。校長から教育委員会に対しては現状の報告、助言の求めがあり、教育委員会から校長に対しては校長からの求めに応じた助言・指導があった。

イ 校長は、教育委員会からスクールロイヤー（以下「SL」という。）への法律相談の説明を受け、令和3年6月9日に教育委員会担当者にSLの要請を相談し、その日のうちにSLへの相談を申請した。

令和3年6月23日にSLへの1回目の相談が実施され、校長及び教頭が相談者となり、教育委員会職員2名がその場に同席した。2回目のSLへの相談は、校長が令和3年7月14日に申請し、同月19日に実施された。SLへの相談では、アンケートの実施方法や関係者への聴き取りに関する助言があった形跡が見受けられたが、助言に応じた調査は実施されていなかった。

また、報告書の作成にあたり、校長は、教育委員会からは令和3年7月9日以降、SLからは同月14日以降、報告書の内容に関する指導・助言を受けた。報告書の作成にあたり、学校側は、SLの助言に従ったと説明していた。

この点に関し、報告書の原案にて「2年生当時、児童に指導していたトラブル事案の一つとして、担任は当該児と関係児に何らかのトラブルがあったこと、それに対して指導したことは記憶しているが、⑤に該当する児童や関係児への聴き取りやアンケート調査からもいじめに該当する行為については確認できなかった。」との記載があり、当該記載について、SLからは、「仮にトラブルが存在したとして、その上で児童Aが傷ついていたら『いじめ』を認定することになります。仮に『いじめ』を認定しないのであれば、『いじめには該当しないが、トラブルが続いたことにより傷付いたものがいることについては一定の指導が（欠落のため確認できず）あるため、指導を行った』などとする必要があるかもしれません」との助言があった。

これを受け、報告書では、「2年生当時、児童に指導していたトラブル事案の一

つとして、担任は当該児と関係児に何らかのトラブルがあったこと、それに対して指導したことは記憶している。もっとも、③～⑥に該当する具体的な事実が調査によって確認できなかつたことから『いじめ』を認定するに至らなかつた。なお、いじめには該当しないが、…（中略）…一定の指導が必要であるため、指導を行つた。」との記載に変更されている。学校側としては、「いじめには該当しない」の記載を「いじめがあつたとまでは認定できなかつた」の趣旨で記載していたようであつた。学校側は、S Lの助言を専門職の意見ということで助言の内容を理解していないままにそのまま取り入れていた。

ウ また、校長は、令和3年7月9日に報告書の原案を教育委員会にも提出している。

本再調査の過程にて、調査報告書の原案を確認した教育委員会が、校長に対し、学校の対応について「学校がいじめの定義に基づき、必要な対応を行つたと評価でき、精一杯の対応がなされたと思慮する。」との記載を控える意見を述べたという説明もあつたが、その内容が事実であったとする裏付けは確認できなかつた。報告書は、原案のままの記載が維持された内容となつてゐる。

エ 小括

調査報告書の過程において、S L、教育委員会は、校長を通じて原案を確認している。教育委員会からの助言が報告書の原案からどのように反映されたか確認できなかつたが、S Lからの助言により、報告書が当初の原案から相当程度の変更を経た事実は確認できた。S Lの「仮にトラブルが存在したとして、その上で児童Aが傷ついていたら『いじめ』を認定することになります。仮に『いじめ』を認定しないのであれば、『いじめには該当しないが、トラブルが続いたことにより傷付いたものがいることについては一定の指導が（欠落のため確認できず）あるため、指導を行つた』などとする必要があるかもしれません」との助言については、「トラブルが続いたことにより傷付いたものがいる」のであれば、「いじめ」と認定されるべきであり、助言としては誤解を招く表現であるため不適切であった。

S Lの助言を受けて、学校側は、「仮にトラブルが存在したとして、その上で児童Aが傷ついていたら『いじめ』を認定することになります。」との助言は採用せず、「『いじめ』を認定しない」場合の助言を採用した。その結果、修正後の報告書は、「トラブルが続いたことにより傷付いたものがい」ても「いじめには該当しない」場合がありうるかのような記載になつておらず、いじめに対する理解不足を示すような記載も見られるものとなつた。

IV 学校調査の問題点の原因分析

1 学校主体調査の限界性

(1) 一般的調査手法の不知と調査能力の限界

本件の法第28条に基づく調査は学校主体で行われたが、法律・心理・福祉などの専門性を有する第三者委員主体の調査と比較すると、すでにⅡで指摘したように、さまざまな欠陥が露呈している。法的観点からみて事後的に検証可能な調査記録（聴取日時・聴取者などを明記した事情聴取記録・使用した資料目録等）の収集保存、関係者聴取に当たっての聴取者・記録者の確保など、事実調査における一般的調査手法を踏まえているとは評価しがたい。

また、いじめ調査では、第一に事態の時系列的な把握が重要であるが、被害者のいじめ被害の申告の整理ではそうした時系列的整理の観点が欠如している（本報告書の事実の再整理参照）。確かに、学校は捜査機関ではないので強制力もなく、事実調査の専門家でもなく、関係者の任意の協力に依存する調査となる（この点は第三者委員会も同様）ので、調査能力には大きな限界があるといえるが、それを前提にしても、学校報告書は、どのような調査を経て結論に至ったのかが全く見えてこない。これでは到底被害者側にとって説得力のある調査結果とはならない。

(2) 調査主体の一定の独立性（中立性・公平性）の確保の困難

本件の調査主体となつたいじめ対策委員会は、当該学校でいじめの通常的予防といじめ発生時の対応組織といえる。本件では重大事態発生時は第1号いじめ重大事態であったが、児童Aに不登校状況が発生した結果、第2号いじめ重大事態にも該当することとなった。この場合、いじめ対応には児童Aの学校復帰対策も必要となり、調査の傍ら不登校対策も並行することになる。つまり、いじめ対策委員会は、過去に起こつたいじめ事実の調査と現在進行形のいじめ被害（不登校）回復策の検討・実行という二重の任務を負うことになる。不登校対策には実際に被害児童が在籍し、復帰すべき学級の担任が不可欠であるが、他方で、いじめが発生した学級の担任は調査対象者でもある。調査対象者が調査主体に加わることなく、調査の一般原則としての調査主体と調査対象者の分離を実現するためには、いじめ対策委員会とは別組織として調査主体の一定の独立性を確保して、いじめ対策委員会の二重機能を解消しなければならない。そうでなければ、調査主体の中立性・公平性が確保されない。調査組織と不登校対応組織は別建てにすべきである。

(3) 学校擁護姿勢の傾向

調査組織の独立性がなく、被害者対応も並行して行っているため、調査の方向性がどうしても学校側の対応の正当化に向きがちで、いじめ発生の原因究明や事実関係の精査がおざなりにされた感が強い。調査目的が明確ではないアンケート調査で、予

想通り被害者側主張を裏付けるような事実が出てこなかったとしても、そこで調査を停止するのではなく、2年担任のトラブル認識等、すでに明らかになっている事実から、周辺事実を探る方法を追求するなどの努力が見られない。これでは、アンケートがこれ以上の調査不能のアリバイ化している。そして、こうした調査の延長に報告書での学校対応の自画自賛がある。

(4) 教育委員会の助言機能の機能不全

法第28条は、学校主体調査を認めているが、その場合にも、もともと調査能力や人材確保能力が十分ではない学校に対し、学校設置者、具体的には教育委員会の指導助言が重要である。しかし、本件では、例えば、学校主体調査での第三者委員の第三者性についての問題性など、調査内容以前の問題についても指導助言機能が有効に働いているとは思えない。

2 事実認定の問題点

(1) 被害者証言の不在

報告書作成過程で、児童A及びA保護者に対し丁寧な聴き取りが行われたことはない。児童Aについては、心身の状況によりこの段階での聴取ができなかつたことは了解できるが、我が子の状況を把握し証言が可能なA保護者に対しての聴取は可能であったはずであるし、アンケート結果及び児童Bの聴取などその時点までの調査結果を踏まえて、いわば反証を取ったうえでのA保護者の聴取は不可欠であったはずである。報告書では、A保護者側の主張は4月中旬の3年担任との面談と提出メモとその後のいじめ継続の訴えに基づいて行われた。半年以上にわたるいじめ事実について、短時間の面談や個別のいじめ事実報告で全貌に迫ることは至難である。この意味で、調査は被害者証言不在で行われたと評価せざるを得ない。

(2) 加害者証言の特徴と聴き取りの不十分さ

いじめに限らず一般的に加害者は、自己の加害行為を正当化したり、それが無理でも加害行為や被害を過小に評価、表現する傾向にあることが指摘できる。このことは、加害者が子どもであっても例外ではなく、特に人目を避けて行われたいじめでは、事実を知っているのは加害者と被害者だけであるので、加害者が加害行為を認めなければ、容易に事実を確定しがたい。とりわけ加害者の聴取が難しいゆえんである。学校主体調査では、加害者聴取は行われたが、その記録はメモ程度しか残されていない。報告書では、2年生当時のいじめの事実は確認できなかつたとされたが、これは、児童Bによる加害事実の積極的肯定がなかつたことと第三者証言の不存在で事実が確認できなかつたと推認できる。被害者証言が不在で児童A側の被害行為の主張の全体がわかつていない段階で行われた加害者聴取は当然不十分であるし、結果的に、被害の過小評価と加害者寄りの事実認定となっている。

(3) 調査範囲の狭さ

本件調査では、いじめの両当事者以外の同級生に対する事情聴取はほとんど行われていない。いじめは、基本的にクラス集団内で生じるので、全く人目に触れないということはあり得ない。小学校低学年の段階では、自分のことで精いっぱいで他人の観察までに至らない子どものほうが多いが、それでも何らかの記憶喚起により思い出せる事柄はあり、事件発生後短期の間なら記憶が保持されていたはずである。アンケート結果から事実が出なかったとしたら、児童Aの被害の重大性に鑑み、クラスの全体状況と両当事者の接点を目撃可能な同級生に対する事情聴取の範囲を拡大すべきであった。

(4) アンケート調査の評価

学校側も予測していた通り、具体的な個人名がなく、定期的なアンケートに追加する形で行われたアンケートでは、本件いじめにかかわる事実は一切あがらなかった。重大事態にかかわるアンケート調査で、そのことが明示されていないことは致命的で、調査自体の有効性にかかわる問題である。学校側の取るべき対応としては、いじめ重大事態調査であることを明示しての再アンケートか、前項に述べたような事情聴取範囲の拡大であったはずであるが、学校はそのいずれも実施することなく、むしろ、いじめ事実の矮小化もしくは2年生時のいじめの不存在の根拠としたようにみえる。

3 学校現場のいじめ認識と法の定義のズレ

(1) 低学年のトラブルといじめ

報告書では、2年生時の「当該児と関係児に何らかのトラブル」の存在とそれに対する指導を認めたが、いじめ認定には至らなかったとしている。同時に、指導の必要性について、「いじめには該当しないが、トラブルが続いたことにより傷ついている者がおり・・・」と記述している。法第2条のいじめの定義によれば、「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」であり、「トラブルが続いて傷ついてる者」がいれば、そのトラブルはいじめに該当するのであって、報告書の該当部分は法によるいじめ定義と矛盾している。確かに低学年の児童間にはトラブルが多発するが、単なるトラブルといじめとの境界は、被害者の「心身の苦痛」である。報告書のいじめ認識は、法的に誤っている。

(2) 保護者申告のないいじめと学校対応

本件いじめについて、A保護者は2年生時から続いたいじめについて、3年次4月になって初めて担任に相談・申告している。報告書では、2年生時に学校とA保護者が連携できなかったことについて、A保護者に学校との連携の重要性を周知徹底できなかったことが対応の遅れにつながったと分析している。しかし、児童Aは2年担

任に少なくとも2回嫌なことをされていると被害申告をしたが、有効な対策が取られなかつたと主張している。いじめでは、報復や被害拡大の恐れから本人申告がなされないことのほうが一般的であるが、たとえ小学校低学年であつても、本人からのいじめ申告があつた場合の対応として、担任の対応には疑問が残る。本人申告に対して踏み込んだ被害聴取が行われなかつたこと、本人申告の段階でA保護者への報告及び問い合わせが行われなかつたこと、児童Bへの指導の必要性があるトラブルを認識して指導を行つたのに、A保護者のみならずB保護者への報告がなされなかつたことなど、保護者からの連携を強調する前に、学校から保護者への報告義務の履行という連携姿勢がなかつたことが指摘されるべきである。

(3) スクールロイヤーの役割

学校とS Lはかなり相談等のやり取りがあつたが、調査手法、第三者委員の第三者性の意味、法に基づくいじめ認識など、調査の前提ともいるべき法認識の誤りは、報告書完成までは正されなかつた。S Lの助言がなされていながらもかかわらず、学校側に十分受け止められなかつたり、助言の学校側に都合がよい部分のみを利用した側面もある。S Lの役割認識については、さまざまな立場が考えられるが、少なくとも、法に基づくいじめ認識と事実認定の甘さについては、法的視点からの是正があつてしかるべきであったと思われる。その後の児童B・児童Aへのいじめ指導が、学校側の過小ないじめ認定に基づいて行われた結果、児童A側からすれば到底納得のできないものとなり、学校・教育委員会に対する不信を増大させた側面を指摘せざるを得ないからである。

4 学校報告書の全体評価

以上指摘してきたような問題点を含む過程を経て作成された学校調査報告書は、全体としてみれば、かなり欠陥のある初期の基本調査の段階にとどまつたといえる。

本委員会の調査によれば、2年生時に始まつた本件いじめについて、おおむね被害児童主張に沿つた事実が認定された。もちろん時間的経過により主張事実が認定しえない点もあるが、それはおもに事実自体というよりもそれら事実の被害者側からみた評価ないし推論にかかわる主張の部分が多い。

学校調査報告書の指摘してきた不十分さは、教育委員会にも少なくとも部分的には認識されていたはずで、追加調査として第三者委員会による詳細調査が必要であった。この追加調査を法第30条再調査と位置付けるという明白な法解釈の誤り（というよりあり得ない誤解）の結果、調査の着手がさらに遅延することとなつた。

V 不登校とその後の学校復帰対策

1 心身不調発生後の被害児童の状況

被害児童を取り巻く状況は以下のようなものであった。

令和3年 4月26日 歩けなくなり、意識障害が生じ、医大に救急搬送された。

4月30日 心療内科で「急性心身症」と診断された。しばらく休ませるようにと医師に指示された。

5月14日 A保護者が学校に法第法第28条調査の依頼をした。学校から児童Aを別室対応する提案があったが、A保護者は児童Bを別室対応することを求めた。令和3年7月7日の登校再開までの間に、A母との電話は毎日行っていた。家庭訪問は週1回程度。

5月25日 A保護者との面談。学校はスマールステップで短時間から徐々に復学することやオンライン授業を提案した。同日に、A母がSCとも面談した。A保護者がSCと面談したのは1回のみであった。

6月 1日 学校がA父に調査方針を説明した。

6月 4日 小児精神科クリニックで「不安障害」と診断された。

6月 8日 3年担任が家庭訪問をした。児童A「誰かが（児童B）に付いてくれれば安心して学校に行ける」と要望した。

7月 7日 児童Aが放課後にA母と一緒に発症後に初めて登校した。3年担任と学習したり折り紙を作成した。欠席期間中は折り紙係として自宅で作った作品をクラスメイトに配った。

7月 8日 3年担任とA母との電話。「放課後に行けてホッとしていた。」「折り紙係が心の支えになっている」とのこと。医師から「症状が出ないなら続けるように」と助言があり、放課後登校をする予定を立てた。

7月14日 放課後に登校した。折り紙作成など。「（児童B）君はどうですか？」と児童Bの様子を気にしていた。

7月19日 調査結果報告会。調査結果をA保護者に口頭で説明した。

7月21日 放課後に登校した。3年担任から児童Bの言葉「心配している」「ごめんと言いたい」「嫌な事をもうしない」などを児童Aに伝えた。児童Aは「なんでやられた方が休まなきやいけないのか。やった方は学校に行ってるのに」と不満の思いを述べた。

7月28日 夏休み中は週1回の登校を継続した。3年担任と会話や学習、制作などをした。

8月18日 児童Aが児童Bへの質問書と学校への要望書を提出した。

8月23日 A保護者がB保護者宛てに「いじめをしたら転校にする」旨の誓約書と、児童A直筆の「(児童B)君にされたこと8月21日」を学校に提出した。

8月30日 児童Aが復帰後初めて教室で授業に20分間参加した。2学期の初めから1カ月間は、B保護者の同意を得て児童Bがオンライン授業を行ない、教室にいない状況を作った。

8月30日～9月13日 毎日1時間以内の授業参加を続けた。その間の欠席は1回のみであった。

9月14日 児童A同席の校長面談で、校長からクラスで読む手紙の表現「毎日」と「苦しくなったせいで」を訂正するように求められた。児童Aもかなり強く抵抗した。表現を変えられるのは納得できないと泣いていた。

9月15日 3年担任がクラスで児童Aの手紙を読み聞かせた。児童Aも参加した。いじめに関する記述をすべてカットして、「毎日1時間しかじゅぎょうをうけられない事と、お母さんといっしょにいる理由は、体が動かなくなったり、いしきがなくなる病気だからです。今、病院に通っていて、薬を飲んだり、おいしゃさんにおし方を聞いて、色々やっているところです。今は少しずつだけどみんなに会えて、いっしょにいられてとても楽しいです。」という手紙を読んだ。

9月16日 欠席。児童AとA母が教育委員会に訪問し、手紙を本人の表現のまま読んでほしいと相談。教育委員会は本人の表現で読むのを認めるように学校に助言した。

9月17日～10月7日 発作が強く出るようになった。意識がなくなる、ぼーっとするなど離人症状が出て欠席が続いた。この間の出席は9月28日の1回のみであった。

10月8日 登校したが10分ほどで帰宅した。かなりやつれていた。以後、10月はほぼ一日おきに出席と欠席を繰り返した。授業の参加も短時間で退席するほど不安定な状態であった。

10月15日 緊急保護者会において校長が説明。その後に3年担任が学級で児童Aの手紙を読んだ。このときは児童Aが書いた表現のまま読まれた。

10月21日 いじめ防止の授業に児童Aも参加した。児童Aが授業の最後に挙手して「勇気を出して言います。意地悪をしたのは(児童B)君です」と発言した。

11月 週1～2回程度の登校で授業に参加していた。

11月9日～12日は4回続けて授業に参加した。

11月11日 「心的外傷後ストレス障（P T S D）」の診断（小児精神科クリニック）

11月18日 算数と理科に参加。児童Aが教室の前扉から児童Bの様子を見る行動が前々回から3回続いた。そのため、管理職と相談の上、前扉のガラスに覆いを付けた。

12月 週3回程度の登校。授業参加やクラスレクへの参加。教室内外の移動教室の際も常に職員が児童Bについていた。

1月13日 主治医から「週1回程度の登校に」と助言された。「（児童B）が苦しめばいい」と怒りの感情を強く表現するようになった。さらに、「（児童B）のことをずっと考えてしまう」と苦しんでいた。

1月 9日以外は欠席した。学校に行った日は帰宅後に体が硬直する症状があり、登校できない状態であった。「2学期は張り切りすぎた」と児童Aが振り返った。

2月以降 登校したのは2月2日、2月9日、3月3日、3月17日で、欠席が続いた。体調が悪い状態が続いていた。クリニックで「自分だけが苦しんでいる。相手に仕返ししたい。自分のことをだれも信じてくれない」と語った。

令和4年 3月 3日 いじめ対策委員会報告に児童A・A保護者が参加した。
4年生に進級に向けての話し合い。A父からの質問と要望、児童Aの質問に対して校長が「後日回答する」という返答が繰り返された。

2 いじめと心身被害との因果関係

令和3年4月26日、硬直して歩けなくなる、意識が朦朧とする解離症状が発生し、「急性心身症」と診断された。令和3年6月に「不安障害」、令和3年11月に「心的外傷後ストレス障害（P T S D）」と診断された。2年生の後半から3年生の初めにかけていじめ行為が頻繁に繰り返されたこと、さらに「この先も続いたらどうしよう」「またやられたらどうしよう」という予期不安が重なったことが被害児童にとって非常に大きなストレスとなって身体症状と解離症状が強く現れたと考えられる。児童Aにとって相当なつらさと恐怖であったことは間違いない。

いじめの影響を考える際は、いじめの行為自体の強さだけで影響の軽重を判断してはいけない。例えば、大けがをさせるような直接的な暴力行動でなくても、殴るふりをして驚かせる、しつこく追いかける、わざと通せんぼをするなどの嫌がらせ行為を頻繁に繰り返し受けければ相当なストレスになるのは当然である。

身体症状と解離症状を発症して登校できなくなった直接的な要因は児童Bに対する

恐怖感によるものである。それに加えて、令和3年9月14日の校長と児童Aとの面談をきっかけに学校・校長への不信感が強まったこと、令和4年度以降は学校との交渉や教育委員会との交渉でこじれていたことなど、いじめ行為以外の外的な要因もストレス源として影響し、複合的な要因によって児童Aのストレス症状が長期的に持続したと考えられる。

3 学校復帰策の評価

(1) 初期の復帰策

ア 休養の必要性と復帰の際の加害児童との分離

登校できなくなった初期（令和3年6月末頃まで）の期間はストレスによる身体症状と解離症状が現れていたため、医師の指示を受けて欠席していた。この症状であれば、まず一定期間ストレス刺激から離れることと本人を十分に休養させて回復させることが重要である。「ストレス刺激から離れる」とは、この時点では加害児童と会わないようにすることを指す。例えば、被害児童か加害児童のどちらかを欠席させることも会わないとための手段になるが、この時期には児童Aの身心を回復させるための休養が不可欠であったことから、児童Aを欠席させた判断は適切と言える。

ただ、本件もそうであるように、被害者側は「やられた側が欠席しなければいけないのはおかしい。加害者を欠席させるべき。」という心情になる。

また、加害者に対して強い怒りを感じることも当然の反応である。学校はそうした被害者的心情を汲み、怒りの感情も被害者のつらさとして受け止めることが必要である。その上で、十分な休養を取って回復を図るために被害者を欠席させる必要があることを丁寧に説いていくことが望ましい。

学校への復帰は令和3年7月7日から週1回の放課後登校を行った。3年担任と一緒に折り紙の作成などを行った。学級では「折り紙係」を作り、児童Aの作品をクラスメイトに配った。

夏休み中は週1回登校して3年担任と会っていた。児童Aは2学期から教室に復帰したいとの思いがあり、「初めは児童Bがいない状況で登校したい」と要望した。学級の児童を半数に分けて授業を行なう案を学校が提案したが、児童Aがこの案に反対したため実行されなかった。2学期の再開時は児童Bがオンライン授業に同意したため、児童Bが教室にいない状況で登校を開始できた。1時間以内の授業参加を約2週間続けた。

復帰の初期が最も負担がかかるので、児童Bがいない状況を作れたことは児童Aの復帰時の負荷を減らすためには効果的であった。ただし、これは児童B側の同意が得られるか、又は児童Bに出席停止の措置を取った場合のみ実現可能な状況である。もし児童Bがいる教室に戻るのであれば、例えば教室以外の部屋への登校、クラスメイトと繰り返し会う、児童Bの様子を聞いて意図的に想像する、児童Bがいる教室を

オンラインの画面で見る、児童Bがいる教室を廊下から見るなど、怖いと思う場面を段階的にもっと長い期間繰り返し体験させて、十分に刺激に慣れしておく必要がある。

当時、「折り紙係が心の支えになっている」とA保護者が語ったように、児童Aの得意なものを生かして自信を持たせたこと、クラスメイトとのつながりを作れたことは良い取り組みである。学校復帰の恐怖感を克服するためには、登校した際に楽しさや嬉しさを感じる体験を繰り返すことが極めて重要である。

イ クラスでのいじめ対策指導

3年生の学級では以下のようないじめ対策を行っていた。

①「心と生活のアンケート」を毎月実施した。いじめの被害あるいは発見したことを報告できる形式であれば、いじめをすると隠せないと思わせることでいじめの抑止力になる。

※ただし、簡易版の質問だけではいじめに関する表現があいまいすぎるので、簡易版アンケートのみではいじめを抑止する効果は薄いと思われる。

②いじめに関する授業を実施した(令和3年10月21日)。「自分がされたら嫌なこと」を具体的に考える活動などを行った。また、授業の中で全員に児童Aの手紙を聴かせた。児童Bも含めてクラスメイトが児童Aの体験を聴いていじめられるつらさを考える、児童Aを気遣って復帰をサポートする気持ちを持つことにつながる。

③「人間関係プログラムの授業」を各学期に実施、「いのちの支え合いを学ぶ授業」を実施した。人間関係プログラムは、友達と仲良く付き合う、自分の気持ちを表現する、良いところ探しをするなど、対人関係や自己肯定感を向上させるもので、いじめ対策として有効である。「いのちの支え合いを学ぶ授業」は本来は自殺予防対策としてさいたま市が小・中・高校で実施しているものだが、SOSの出し方や悩んでいる友達で助ける方法を学ぶ内容がいじめ対策としても機能するものである。

④学校全体の対策として、令和3年9月に保護者(希望者)と教職員を対象にS Lの講演「親子で取り組むいじめ予防」を実施した。令和3年10月に教職員を対象にS Lによる「いじめの際の聴き方」の研修会を実施した。

⑤スクールアシスタント又は教員が児童Bに付いて、攻撃などの行動が起こらないようにした。また、児童Bの様子を毎日記録し、関係職員で共有した。児童Bに個別指導を定期的に実施した。

②いじめに関する授業、③「人間関係プログラムの授業」等の心理教育の授業を実施したことは、学級内で被害児童を温かく迎える環境を作るために有効である。このような心理教育は集団で実施すると学級全体のコミュニケーション力が上がったり

学級の雰囲気が良くなったりするので、被害児童へのサポートが向上する。また、加害児童が適切なコミュニケーションを身につけやすい環境を作ることができる。さらに、加害児童には個別でもソーシャルスキルトレーニングなどのプログラムで、適切なかかわり方を学習させる必要がある。

ソーシャルスキルトレーニングは集団又は個人に対して、適切な人との接し方を教えるものであるが、これを教員が各学級で実践することで教員自身が望ましい言動を学ぶ機会としてほしい。さらに日頃の指導の中で教員が望ましい言動の手本として振る舞うことが期待される。

ウ 加害児童への再発防止指導

加害児童への再発防止の指導においては、自身にいじめの非を気づかせ、被害児童への謝罪の気持ちを醸成させることが重要である。本件においては、いじめの発覚後から児童Bと3年担任やS Cの面談を実施していたこともその取り組みの一例と言える。面談では一方的に叱るのではなく、児童Aがどのような気持ちであったか考えさせること、児童Bがどう捉えていたかを言語化させること、その上で児童Aにつらい思いをさせたことに気づかせることに主眼を置いている。

また、加害児童の再発防止、あるいはいじめの予防においては、ポジティブ行動支援やペアレントトレーニングなどの褒める指導も重要である。褒められる体験が増えることで子どもたちのストレスが減ること、自信を持つこと、人に優しくする気持ちを増やすこと、善意を育てるなどにつながり、いじめの抑止の効果が期待できる。

(2) 3年次の3学期及び4年次の不登校対応

令和4年1月からは登校を週1回に減らすように医師の助言があった。体が固まってしまうといった身体症状も出ていたため、3学期中に実際に登校できたのは月に1～2回であった。

4年生に進級する際に学校は児童Bと別のクラスになるように編成した。また、教室の配置はトイレや階段などをクラスごと別の場所を使うように設定した。加害児童に転校を強制することができないため、児童Aと児童Bの接触する機会を減らす手段として動線を分ける教室配置にしたことは実現可能な対処を行ったと言える。

しかしながら、以下に述べるような要因もあって登校状況が改善しなかった。3年次の3学期から4年次にかけては、校長と児童A・A保護者との対話の章で述べるように、学校との面談で不信が募っていました。さらに、再調査の実施をめぐって教育委員会との交渉も関係がこじれていた。これらの要因が複合的に影響して児童Aの心理的ストレスが増大していた。また、関係性が悪化したことによって、A保護者の「学校や教育委員会が要求に応えない限り児童Aは治らない」という思考がさらに強固になっていった。

(3) P T S Dの治療の重要性

本件ではP T S Dを発症したため、通常のいじめによる不登校の対応以上に症状や治療に関する知識が求められた。しかし、教員や保護者がP T S Dについて専門的な知識を持っていないのは仕方のないところであるが、以下のようなP T S Dの治療法と留意点を考慮しておく必要がある。

P T S Dでは被害児童に強い不安や怒りの症状が現れることがある。また、被害児童をケアする保護者も同様に傷つき、不安や怒りを体験することがある。自身も傷つきながら児童をケアすることはつらいことだが、児童に寄り添い一緒に悩んで一緒に乗り越えることが求められる。さらに、一緒に悩む中で保護者が自分自身の不安をどう克服するのか、怒りの感情に飲み込まれずにどう対応するのかを示すことが児童にとって重要なモデルにもなる。そのため、A父及びA母共に治療に参加して不安や怒りのメカニズムと対処法を学び、児童Aのために適切なモデルとなってほしい。P T S Dの治療には認知行動療法が有効である。認知行動療法では、被害児童だけではなくケアする大人も治療のメカニズムを知ることが重要であるため、保護者、学校の職員も医師やS Cの助言を受けるのが良い。学校も、被害児童と保護者の苦しさを理解し、味方として一緒に悩みながら一緒に乗り越えていく姿勢が重要である。

P T S Dでは過去に体験した嫌な記憶のフラッシュバックが起きる。そして、その嫌な記憶がまるで今起きているかのように鮮明に蘇るため、今現実に起きていることなのか過去の出来事を思い出しているのかの区別がつかなくなってしまうこともある。また、身体や手足が硬直して動けなくなる、自分の体と魂が離れてしまってコントロールできなくなる（離人感）、感情がなくなってしまったように感じるなどの症状が現れる。これがいかに怖いものであるかを理解し、被害児童のつらさに寄り添った対応をしなければならない。通常、初期は負荷を減らすためにストレス刺激から離れて休養することが重視される。軽度の場合であれば十分に休養することで回復に向かう。ただ、症状が長期化している場合には、ストレス刺激から離れるだけでは回復は難しい。むしろ怖れている対象を回避し続けることによってかえって対象への恐怖が持続してしまう。そのため、P T S Dの治療においては、怖れている対象に対してあえて少しづつ接することが必要である。これを暴露法（エクスポージャー）と呼ぶ。現在児童Aが通っている中学校には児童Bは在校していないが、例えば、生徒が大勢いる教室が怖い、男子生徒が集まってふざけているのを見るのが怖い、加害児童に言動が似ている生徒が怖いなど、怖れている場面とよく似た状況に出会うだけでも怖さを感じることがありえる。そこで、そうした怖れている場面を頭の中で意図的に想像することから始めて、写真や動画で見る、教室の様子を廊下から観察する、実際に教室に入って体験するなど、負荷の少ない場面を想像することから徐々に負荷の大きい現実場面へと段階的に体験していく。学校復帰をする際にもしふラッシュバックが起きてしまうと「まだあの怖い体験が続いている。また同じような嫌な

ことをされたらどうしよう」と不安になるが、その際には「実際には児童Bはこの場にいない。実際には児童Bからの攻撃は4年間受けていない」というように、今の現実に目を向けることやポジティブな面に目を向けることが重要である。

また、「今でもP T S Dに苦しめられているのはすべて○年前の○○のせいだ」というように過去の事実に原因を求め続ける考え方は、P T S Dの回復を阻害する可能性がある。過去の出来事は変えられないものなので、変えられない過去に原因を求め続ける限り今の悩みは解決しないことになってしまう。そのことを十分に留意してほしい。P T S Dの場合には暴露法の際にどの程度負担をかけて良いかの判断が難しく、症状や治療のメカニズムが複雑なので必ず精神科医や臨床心理士・公認心理師等の専門家の助言のもとに対応することが重要である。

(4) 学校復帰に際しての専門家（特に心理職）の助言の重要性

前述のとおり、学校復帰に際しては専門家の助言を受けて復帰策を立てることが重要である。

学校と医師とのやりとりは、3年生時だけでも33回、週に2回から2週間に1回の頻度で報告と助言の電話を行っている。医師とのやり取りの回数としては通常よりも相当多いと言える。学校が児童Aの症状や負担を配慮して支援を行おうとしたことがうかがえる。

例えば、医師から「スマールステップで徐々に慣らす」という助言を受けた場合、実際に適切なスマールステップを立案することは教員には難しい。そこで、学校内でスマールステップを立案したり微調整したりする役をS Cが担えると良い。公認心理師は主治医の指示を受けなければならないと定められているため、S Cが介入することで医師の治療方針に則した支援案を立てることができる。

また、S Cは被害者（児童・家族）のつらさを汲んで傷ついた心を癒す役、学校内にいる理解者として学校と被害者の関係をつなぐ役でもある。しかしながら、本件においては、S Cと被害保護者が面談（令和3年5月25日）を一度行ったが、その際に保護者からの信頼を得られずに以後は児童A及びA保護者との面談が行なえなかつた。被害者側にとって理解者がいない状況になってしまったことは大きな損失であった。

また、S Cは児童Bのカウンセリングを行う役としてかかわっていたが、どのような内容であったかを校長は記憶しておらず、記録も残されていなかった。カウンセリングにおける守秘義務があったとしても、いじめ重大事態の加害児童の相談であればその内容については校長には報告されるべきものである。したがって、本件ではS Cが有効に活用されていたとは言い難い。

万一、相談者とS Cとの関係がうまくいかない場合には市の教育相談室のカウンセラーにつなぐなどして、学校に助言できる心理の専門家を確保するべきである。

本件では、学校の支援方針決定の多くがS Lの助言に基づいて行われた。学校が法

的な根拠をもって対応を決定するためにはSLの助言は極めて重要である。ただ、SLからの助言の中には「被害児童に不安があるものの、いじめが止まっている」「被害児童の身体への影響が小さい」といった児童Aの心的ダメージの影響を軽視したものが見られた。これでは被害児童の状況が十分に考慮されていたとは言えない。被害児童の心的ダメージの程度をSLが判断するのは本来の役割を超えるものであり、児童Aに強い身体症状や不安症状、強い怒りが現れていた本件において、PTSDに関する知識を持たないSLの助言に頼りすぎるのは被害児童への対処を見誤ることになりかねない。

また、本件ではSLの助言が法的な解釈及び法的な可否にとどまらず、教育的な判断にまで及ぶ助言を行っていた。例えば、「加害児童を別室で指導させることはできない」という助言があったが、加害児童を別室で指導させることは法的には不可能なことではなく、むしろこの助言は加害児童が特定されることや他の保護者に知られる影響を考慮した教育的な判断であった。本来、SLは法的な要考慮事項と法的な可否を伝えるべきである。

加えて、本件では児童A側からの要求の内容が法的に可否を判断する必要があるものが多かったため、面談のたびにSLの意見を求める必要が生じた。そのため、学校側の返答が「後日回答する」ばかりになったり、「検討した結果、できません」と形式的な返答ばかりが繰り返されることになってしまい、心情を聴くような話し合いにならなかった。

4 学校復帰対策における被害者対応の問題点

(1) 校長と被害児童・被害児童保護者の対話の問題点

- ① 令和3年9月14日。児童Aが学校に提出した手紙に関して児童A・A保護者と校長が面談を行った。その際に児童Aが書いた手紙の文言について校長が訂正を求めた。1点目は、「毎日された」という表現について、学校の調査で毎日とは認定されていないので毎日と言えないという点。2点目は、「苦しくなったせいで」という表現について、「せいで」という言葉が誰かのせいでという意味になるので使えないというものであった。児童Aは表現を変えると自分の意図を伝えられないという理由で文言の変更に強く抵抗した。しかし、読まれないよりは読んでもらう方が良いと妥協して、児童Aは手紙の原文からいじめに関する記述をカットした手紙を作り直した。カットしたのは「その病気は2年生のころ、いじわるを毎日されて、心が苦しくなったせいでなりました。学校にいけなくてみんなに会えないのはかなしくて、つらかったです。いじわるをされたり、いやな事があったら大人の人にわかってもらえるまで言って下さい。みんなはやらないと思うけど、お友だちのいやがる事は、やらないでほしいです。」の部分であった。原文から残したのは「毎日1時間しかじゅぎょうをうけられない事と、お母さんといっしょにいる理由は、体が動かなくなったり、

いしきがなくなる病気だからです。今、病院に通っていて、薬を飲んだり、おいしゃさんになおし方を聞いて、色々やっているところです。今は少しずつだけどみんなに会えて、いっしょにいられてとても楽しいです。」という部分であり、いじめについては一切触れない内容に変更した。翌9月15日に、このいじめに関する記述をカットした手紙を3年担任が学級全員に読み聞かせた。

また、校長が作成した修正案もあり、9月15日の当日にA保護者に渡された。校長が作成した修正案は「(児童A)さんが病気で1学期お休みしていました。お医者さんに通っていて、少しずつよくなっているそうです。でも、まだ、6時間目まで授業受けることができないので、今は、お医者さんと相談しながら、1時間だけ授業を受けて帰ることにしているそうです。まだ、治っていないので、お母さんも付き添って、学校に来てくださっています。(児童A)さんもみんなと一緒に勉強できて、楽しいといってくれているので、みなさんも仲良くできるように協力してください。」というもので、校長の修正案もいじめに関する記述がすべてカットされた内容であった。

教育委員会の助言を受けて2日後に児童Aの表現を尊重することが認められたものの、この件をきっかけに児童Aは校長への不信を強く抱くようになった。

児童Aの手紙の表現を改めるように求めたことは適切な指導ではないと考えられる。まず、この手紙は児童Aがつらさを知ってもらうために自分の思いを表現したものであり、本人が自分の言葉で表明する権利がある。また、学校の調査結果と違うために「毎日された」と言うのを認めないという指摘は、校長が学校の調査を絶対視して被害児童の意思を軽視したものである。学校の調査結果はあくまでも「目撃者がおらず、証拠が見つからなかったから認定に至らなかった」というものであり、「毎日された」という主張が事実でないと認定されたわけではない。

② 令和4年3月3日。児童A・A保護者が参加したいじめ対策委員会。

児童A・A保護者からの質問・要望に対して「後日回答します」が繰り返された。

- 児童Aが手紙に記して校長に質問をした。

児童A「(児童B)君を別の部屋にしてくれなかつたのはどうしてですか?いじめられた子が学校に行けず苦しい思いをしているのを学校はどう思っていますか?いじめられた子が我慢しなければいけないのはなぜですか?」

校長「返事はしばらく待ってもらえますか?」

児童A「いつですか?」

校長「2週間で」

- A父「(児童B)がどういう理由でいじめをしたのか、原因は何なのかなどを追及しなくては反省と謝罪にはならないと思う」

校長「これも教育委員会と検討させていただいて」

- A父「(児童B)にどういう指導をしてどのくらい反省がされているのかを知り

たい。」「(B保護者)と話し合いをしたい。話し合いができないなら裁判するしかない。相手の住所を知るための方法を知りたい。」

校長「スクールロイヤーに相談します」

A父「この件を一番の早急にお願いしたい」

校長「ロイヤーは早急に対応できるシステムではないので」

- A父から学校への不満の訴えが繰り返されたことに対して、校長が「はい、学校の誠意が感じられないことは今日十分にわかりましたので」と返答した。

③ 令和4年5月17日。児童A・A保護者が参加したいじめ対策委員会。

児童Aからの質問「先生たちが(児童A)の気持ちをどうわかって話し合いをしていましたか」「クラス替えをしないと決めた理由」への回答。

校長「つらい思いをしているのは先生全員が理解していました。学校に戻ってくるよう全員願っていました。先生方の考えを聞いて校長先生が決めた、としかお答えできません。」

児童A「なんでですか？」

校長「繰り返すけど、つらい思いをしているのは先生全員が理解していた。学校に戻ってくるよう全員願っていた。先生方の考えを聞いて、校長先生が決めた。」

児童A「校長先生が決めたんですか？一人一人の意見は？(教えてもらえないか)」

校長「それはできないとしかお答えできません」

児童A「(匿名で)Aさん、Bさんだけでもいいので」

校長「それはできません」

児童A「なんでですか？」

校長「できないからです」

児童A「できないからできないは理由ではありません！」

児童A「校長先生が最終的に決めたということは校長先生が決めたってことですか？先生たち全員の意見なんですか？」

校長「つらい思いをしているのは全員が理解していた。学校に戻ってくるよう全員願っていた。先生方の考えを聞いて、校長先生が決めました。」

児童A「どう理解してましたか？どう願ってましたか？多数決で決めたんですか、校長先生が決めたんですか。校長先生が一人で決めたということになりますよ！」

校長「私だけでは決めていません。誰が何を言ったかは出すことができません」

児童A「なんでですか？」

校長「出せないからです」

児童A「出せないってどういう意味ですか？理由。」

校長「校内で話し合ったことは外に出せないからです」

児童A「こう思ってたとか。名前はいいから、AさんBさん(匿名)でもいいんです」

校長「それは出せないです。出せないからです」

児童A 「それは理由ではないです！」

A父「いじめ防止対策推進法に書かれている被害者の体を保護することと、校長先生の出せないという意見のどちらが優先されるのか。子どもの要求を受けてくれないと納得しない」

校長「でも、要求はかなえられるものとかなえられない要求がある」

A父「それが推進法の基本理念に照らし合わせてもかなえられないほどのことなのか」

校長「それも預からせてください。かなえられない要求なのをどうか」

③の回答では、同じ回答文を淡々と繰り返し読んだり、「できないからできない」と繰り返したりするなど、機械的な返答が続いている。被害児童Aの心情に触れるような言葉かけがみられない。職員の回答自体は公表できないとしても、その説明として上記のような対応は児童A・A保護者が不誠実と感じるものであろう。

(2) 被害者要求の特質

謝罪と被害者の心情

一般に被害者は加害者に対して強い怒りを持つ。謝罪されてもすぐに許せるものではない。以下は本件の実際の会話ではないが、解説のための例として挙げる。①加害者がすぐに謝罪しない場合、被害者は「謝罪に来ないのは反省していない証拠だ」と解釈する。②加害者がすぐに謝罪に来た場合には被害者は「こんなにすぐ謝罪するのはただ謝れば済むと思っているからだ」と解釈する。③加害者が言葉を尽くして謝罪をした場合には被害者は「あんなに饒舌に話せるのは口先だけで本心は反省していないからだ」と解釈する。④加害者が言葉をつまらせながら鎮重に謝罪した場合には被害者は「心から反省しているならもっと言葉が出てくるはずだ」と解釈する。つまり、加害者がどのように謝罪したとしても被害者は加害者を許せないのである。加害者はこうした被害者の心情も理解した上で、誠実に謝罪を行なわなければならぬ。また、学校が両者の謝罪の場を設ける際にも、加害者が謝罪しても被害者の気持ちがすぐに晴れるわけではないこと、謝罪をもって安易に解決としてはならないことを理解しなければならない。

(3) 被害児童保護者と加害児童保護者との話し合いが実現しなかった経緯

A保護者がB保護者に会ったのは3回である。1回目は令和4年4月27日に学校で行った児童同士の謝罪の会、2回目は令和4年5月14日にA保護者が児童B宅に訪問した際、3回目は令和5年2月8日に学校で行った個人情報を開示できない等の説明の会の計3回である。2回目はA保護者が児童B宅に突然訪問したものであり、公式に設定された機会は1回目と3回目である。本件では、加害児童保護者から直接謝罪の言葉を聞く機会がないまま非常に長い期間が経過したことで、被害者側の怒りや不信がさらに強まってしまったと考えられる。

A保護者はB保護者と会って話し合うことを望んでいたが、長い間実現しなかつた。その原因についてA保護者から以下のような疑問が挙げられていたため、再調査において確認を行った。

疑問① いじめ行為について学校の調査結果で認定された2件のみを伝えたのか、児童Aから挙げられた他の行為についても伝えたのか。

⇒ 学校からB保護者には、調査で認定された2件だけではなく、児童Aが挙げた他の行為についても伝えていた。

疑問② 児童Aの被害の程度、症状についてB保護者に詳しく伝えていたのか。

⇒ 学校からB保護者には、児童Aが傷ついていること、精神疾患の診断書が出ていること、学校に来られない状態が続いていることを伝えていた。

疑問③ 学校からB保護者に対して、児童Aに会うことや謝罪することを勧めなかつたのではないか。

⇒ 学校側の主張によると、学校からB保護者には「児童Aに会って謝罪しないと伝わらない」と、会う必要性を何度も伝えていた。しかし、B保護者にはその意図が伝わっておらず、また、B保護者がA保護者に会うことを恐れていたため、会うことが実現しなかつた。ただ、令和5年2月8日の四者面談（詳細は後述の「(4) 被害児童保護者と加害児童保護者の面談についての学校対応の問題点」に記載）において、学校側はB保護者に発言させない前提で会を開くなどしており、謝罪するように勧めていたという趣旨とは矛盾する対応も見られる。

疑問④ 児童Bへの家庭での指導について、学校からどのような指導助言をしたのか。

⇒ 「いじめ行為によって児童Aが傷ついていること、そういう行為をしないように」とB保護者から児童Bに繰り返し言い聞かせるよう助言した。

疑問⑤ B保護者とA保護者が会うことについて、Sからどのような助言があったか。

⇒ 法を根拠として、「学校は、今後もいじめ問題が本当に解決したと見極めるまで、加害児童保護者に対し、継続的に被害児童保護者に会うことについて納得してもらい、協力をしてもらえるように働きかける」と助言があった。

疑問⑥ B保護者が会うことを拒否していたのか。

⇒ B保護者がA保護者に会うのを避けていたことは事実として認められる。B保護者が被害者側と話し合うことを怖れていたためと考えられる。

(4) 被害児童保護者と加害児童保護者の面談についての学校対応の問題点

A保護者がB保護者に会った3回のうち、1回目の面談（令和4年4月27日）は児童Bが謝罪する場であり、B保護者とA保護者は発言しないものとして行われた。3回目の面談（令和5年2月8日）はB保護者の住所等の個人情報を開示できない旨を学校が説明するのみで、B保護者は発言しない形で行われた。3回目の面談については、事前の面談（令和5年1月26日）において校長がA保護者に「働きかけをした結果、（B保護者）さんが面談に応じてくださることです。で、その場で個人情報の開示について、診断書について（B保護者）さん同席のもとお伝えしたいと思っている」「重大事態であることを踏まえて、教育委員会にも立ち会ってもらって、四者で話し合いをしたい」「（A保護者）さんのお気持ちも伝えて、ご質問もあつたりするので、（B保護者）さんに来ていただいてお話を聞いていただきたい、お願ひしますと伝えて、（B保護者）さんがじやあということで」「ご本人に来ていただいて、お父さんも思われてることがあれば。教育委員会という立場で重大事態なのできちんと記録も取っていただいた方が良いので」と面談が実現することになった経緯を説明していた。

しかし、令和5年2月8日の四者面談の場では、学校側は、個人情報を開示できないことと診断書の受け渡しを行わないことの2点のみを報告して終了とした。A保護者は「面談できると聞いているので、やっと（B保護者）さんと面談できて息子さんがやられたことをどれくらい理解しているかを確認できる場だと思っている」と主張したが、校長は「（A保護者）さんがそう思ったということですね」と返答した。また、校長は「今日集まっていたのは個人情報の開示と診断書についての要望があるので、それを確認する場ということで（B保護者）さんに来ていただいていますので、（児童A）のお父さんやお母さんが何かお話しするとは（B保護者）さんはお話していないので、今日の会の趣旨は違います」と説明した。さらに校長は「個人情報の開示と診断書を学校が渡すことができないことについて、ご理解いただけたということでよろしいですか？」「今後は個人情報について学校に求めないということで良いですね？」とA保護者に同意を繰り返し求めた。その後、面談の中でA保護者がこの場で話し合いをしたいと説得した結果、B保護者がそれに応じてその後話し合いは行われた。

学校側はこの面談において保護者同士の話し合いを行わないことをあらかじめ意図していたにも関わらず、事前の説明の際には話し合いができないことを一切伝えていない。これはA保護者の感情を逆なでするような不誠実な対応であり、学校への不信が深まること、被害者と加害者の関係をさらに悪化させるものであったことは明らかである。

5 4年次以降の不登校の長期化と不登校要因の複合化

4年生時、児童Aはストレス症状が重く、教室への登校はできず、オンラインで授

業の様子を見ることも怖がっていた。また、自宅でも学校のことを思い出す物を見るだけでもフラッシュバックが起こる、身体が硬直する、心と体が離れてしまう感覚（解離症状）になるなど強いストレス症状が続いていた。校長と児童A・A保護者との対話の章で述べたように、4年生時は学校との面談で不信が募っていました。さらに、再調査をめぐって教育委員会との交渉も関係がこじれていた（教育委員会との交渉については次章で述べる）。4年生時は児童Bと会うことはなかったため、児童Bを怖れるような直接的なストレスは減っているはずだが、むしろ学校や教育委員会との交渉がこじれたことが二次的なストレスとなって症状が悪化していたと考えられる。

5年生の進級時に校長の人事異動があった。新しい校長が児童A宛てに手紙を書いたり、積極的に児童Aを気遣う姿勢でA保護者にかかわっていた。5年生時は、児童Aが学校に行かなくても良いと考えるようになってストレスが軽くなったので、意図的に登校刺激をしない意向であったが、校長からは「児童Aに直接会って話をしたい」「行事に参加できるようにしたい」など、積極的な働きかけを行っていた。これは一見すると登校刺激をしない方針と相反するようであるが、過度に負担にならないように十分に配慮する必要はあるものの、被害児童のために積極的にかかわろうとする姿勢を示すことは信頼関係を作る上でむしろ必要なものである。

5年生時から6年生時は、登校はできない状態であったが、自宅で自習、オンラインで授業を見る、オンライン授業を見る等を行っていた。児童Aは学校に戻りたい気持ちはあるものの、学校のことを考えると強いストレス反応（P T S D症状）が出てしまうために登校できなかった。一般に長期欠席をしている児童生徒は、休んでいる自分に罪悪感を持つてしまったり、休んでいることを同級生から責められるのではないかと考えて同級生に会うのを怖がるようになったりして、それが理由で学校に復帰できなくなることが多い。そのため、もともとのきっかけになつたいじめ行為の影響だけでなく、不登校が長期化することで学校に戻れない原因が変わっていく可能性を考慮しなければならない。

ただ、児童Aの場合、自宅でオンライン授業や宿題を行っていたため罪悪感は少なかった。休んでいる間に罪悪感を強めないためには、過度の負担にならない範囲内でオンライン等の学習や自宅学習を行って、「自分なりにやるべきことをやっている」と思えるようにすることが大切である。

また、児童Aは4年生までは同級生に会うのが怖かったが、5年生以降は友人と遊ぶことが増えたため休んでいることを責められる恐怖感は軽減された。このように、不登校からの回復においてはできる限り友人とつながる機会を作つておくことがとても重要である。

6 小括

本章ではいじめのストレスによる心身症状発症後の経過と学校の対応について検討した。学校の取り組みとしては、学級でのいじめ再発防止の指導、短時間の登校から徐々に児童Aを教室復帰させたこと、児童Aが戻りやすいように児童Bから家庭でのオンライン授業に同意を得たこと、児童Bに継続的に啓発指導を行ったことなどは適切な対応と言えた。一方で、児童A・A保護者との関係作りはできていなかつた。児童A側からの要求を断るやりとりばかりで、心情に触れない面談が繰り返されたことや学校側が不誠実な回答をしたことで児童A側の不信感が強まったことは否定できない。いじめの被害からの回復のためには学校と被害者が協力的な関係で解決に向けて取り組まなければならない。

VI 調査報告書作成から再調査委員会発足までの経過

1 被害児童保護者からの再調査要求と教育委員会の対応

(1) 被害児童保護者の再調査要求

令和3年7月19日にA保護者は学校調査報告書の報告結果の説明を受けた。A保護者は、いじめ対策委員会の構成員及び調査方法に対する不信や、事実認定に対する不満から、同月21日に学校に及び教育委員会に対して再調査を求めた。

(2) 教育委員会の再調査要求への対応

A保護者による要求を受けて、教育委員会は、令和3年9月にA保護者に対して「追加調査の方針の案」を提示したが、A保護者は「法第30条第2項に基づく再調査」の実施を求めた。

そして、教育委員会は、令和3年10月21日、さいたま市いじめ防止対策推進条例（以下「推進条例」という。）第10条第7項に基づき、調査専門員をおいて当該重大事態の調査を行う準備をし、各職能団体に調査専門員の推薦を求めていった。

(3) 法第30条第2項の解釈の誤り

教育委員会は、調査専門員による調査は法第30条第2項に基づく再調査であるとの認識であった。

その後、調査専門員の推薦を求められた埼玉弁護士会から「教育委員会では再調査は実施できないのではないか」との疑問が呈されたため、令和3年11月下旬頃、教育委員会は文部科学省に電話で「再調査を市長部局ではなく教育委員会ができるか」との旨の問い合わせをし、それに対して「教育委員会が再調査をすることはできない」との回答を得た。

さらに、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年10月11日文部科

学大臣決定)に「法第30条第2項及び法第31条第2項で規定する『附属機関を設けて調査を行う等の方法』とは、当該再調査を行うに当たって、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて行うことを主な方法として念頭に置いたものであるが、『等』としては、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることなども考えられる。」と記載されていることについて、「教育委員会が常設している附属機関で再調査をやることもできるということか」との旨の質問をし、それに対して「やることもできると思われる」との旨の回答を得た。

そのため、文部科学省の回答は、「法第30条第2項に基づく調査は、あくまでも地方公共団体の長が主体となり、地方公共団体が既に設置している附属機関や監査組織等を活用しながら調査を進めることもできる」意味であったにもかかわらず、教育委員会は、「法第30条第2項に基づく調査を教育委員会が主体となって実施できる」と明文に反する解釈をしてしまった。

なお、重要な法解釈についての文部科学省に対する問い合わせについて、本来であれば、決裁を経た書面でのやりとりであるのが通常であるところ、電話でのやりとりで済ませてしまい、そのやりとりの記録も担当者名の記載もない単なる手控えメモ程度のものであった。

そして、教育委員会は、その明文に反した解釈に基づき、埼玉弁護士会に対して「文部科学省にも確認をとっている」旨の回答をした。

2 教育委員会が設置した調査会

(1) 被害児童保護者からの疑問とそれに対する回答

令和4年4月、教育委員会が、推進条例第10条第7項及びさいたま市いじめのない学校づくり推進委員会規則第7条に基づき、大学教授、弁護士、精神科医、臨床心理士の4名を調査専門員とする調査会を設置した。

同年5月16日の第2回調査会に出席したA保護者は、開会の際に、「法第30条第2項に基づく再調査なのか確認したい」と要望したところ、教育委員会の職員である事務局から「30条2項に基づいた再調査です。それを基に各職能団体に依頼している」「それぞれの先生方にも30条2項の再調査であると伝えた上で引き受けていただいている」と回答を受けた。

そのため、A保護者が「30条2項の再調査の場合は、第三者委員会は市長部局のもとに設置されるべきもの」との指摘をすると、事務局から「教育委員会が主体となった第三者委員会で再調査をしていってくださいという(市長からの)命を受けて立ち上がっている」「文科省にも確認はとれている」と回答を受けた。

(2) 調査会の解散

第2回調査会において、教育委員会と調査会の委員が所属する各職能団体と関係

を疑ったA保護者は「市長部局でやってほしい」と主張し続けたが、委員から「個々の委員が本件と利害関係がないから中立公平性は保たれている」旨の反論をされた。

A保護者は、調査専門員の第三者性を担保するために、A保護者が予め用意した『第三者であることを誓約する書面』に調査専門員一人ひとりからの署名を求め、署名がもらえなければ調査会を進められない旨を主張したが、それに対しても委員から「この委員に選ばれている段階で第三者性が担保されているため署名をする必要性がない」と断られた。

そのため、A保護者は、「署名の確認をしてからでないと進められない」と主張して、委員からの質疑は拒否する意向を示した。

その後も教育委員会からA保護者に対してメールによる説明が続いたが、A保護者から「署名をいただかなければ納得できません」とのメールによる回答が繰り返されたことから、教育委員会は、調査の継続は困難と判断し、同年9月12日、調査会を解散させた。

(3) 被害児童保護者からの再調査要求とそれに対する教育委員会及び市長の回答

A保護者は、代理人弁護士を通じて、市長及び教育委員会に対して、令和4年10月14日付の書面において、「校外委員を第三者として、主任児童員、学校評議員、PTA会長、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを加えておりますが、いずれも本件学校にかかわりがある、もしくは市にかかわりのある委員であって、純粹な第三者ということはできません。通常、いじめ重大事態調査ということであれば、各会（例えば弁護士であれば、弁護士会）の推薦を経て、第三者性を確保して調査等を行うべきですが、そういったことの検討がみられません。さらに、悪質と言えるのが、第4回までの委員会の出席者を確認しますと、第3回まで、この校外委員は誰一人参加することなく、第4回でようやくSSWの記載がでてくるのみです。つまり、形式的な第三者性すらも確保されていない調査及び報告と指摘せざるを得ません。」として「調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある」、「いじめ防止対策推進法第28条第2項において、『学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする』と定めており、児童及び保護者への情報提供を求めています。そのうえで、『いじめ重大事態の調査に関するガイドライン』では、調査実施前に、①調査の目的・目標、②調査主体（組織の構成、人選）、③調査時期・期間（スケジュール、定期報告）、④調査事項（いじめの事実関係、学校の設置者及び学校の対応等）・調査対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）、⑤調査方法（アンケート調査の様式。聴き取りの方法、手順）、⑥調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）の項目について説明をするよう求めています。いじめ防止対策推進法は、被害児童及びその保護者への寄り添いを目的の一つとして、このような適切な情

報提供を求めていました。しかし、今回、このような項目について事前に（児童A）さん及びその保護者に説明がなされていません。」として「事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない」、「学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない」、及び、「今回の調査報告書4頁目（4行目）において、『担任は当該児と関係児に何らかのトラブルがあったこと、それに対して指導したことは記憶している』とありながら、『③～⑥に該当する具体的な事実が調査によっては確認できなかった』としています。本来、いじめ防止対策推進法における『いじめ』は、被害児童が、『苦痛』を感じていれば、『いじめ』として認定しなければなりません。そうすると、このトラブルで、被害児童の（児童A）さんは苦痛を感じていたはずであり、その時点で、いじめ防止対策推進法に基づいた対応をしなければならなかったはずです。その対応ができていれば、保護者への情報提供もあり、今回のような重大事態に陥ることはありませんでしたし、（A保護者）氏が求めた事実確認も時間をおかず調査が可能であったため、事実確認もできたといえます。そういった問題点にもこの調査報告書では記載がなされていません。そのうえ、再発防止策もいじめ発生の原因や早期発見ができなかった原因に対して、可能な限り訴求する必要がありますが、そういった原因究明の努力もみられません。いずれにしろ、再発防止策を講じるには、こういった原因への調査、報告が必須となります。その記載が不十分な本件調査報告書は、再調査のうえで見直しが必要不可欠と言えます。」として「調査報告書の記載の不十分」であることを指摘して、法第30条第2項に基づく市長による再調査の実施を求めた。

これに対して、教育委員会は、同年11月22日付の書面において、それまでの経緯を記載するとともに、「以上のような経緯で、（A保護者）様から、調査専門員からの署名の必要性がないことについて御理解がかなわず、9月12日に、さいたま市教育委員会主体の調査を断念し、調査会を解散せざるを得ない状況であった次第でございます。その後、9月13日に、（A保護者）様から『書面を受領しました。書面によりますと、各調査専門委員4名が署名の必要ないと判断されたと記載されています。私は、いじめの被害者側に寄り添っていないと考えますので今後の訴訟の対象に、各調査専門委員の方々も加え対処します。』というメールを御返信いただき、調査会終了について御異議等は述べられない状況でございます。しかしながら、さいたま市教育委員会といたしましては、（A保護者）様の御要望を斟酌いたしまして、調査専門員による再調査の御依頼がございましたら、別途調査会を立ち上げることを検討してまいります。」と回答した。

また、市長は、上記代理人弁護士に対して、同年11月22日付の書面において、「本市におきましては、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）の規定に基づき、いじめ防止等のための対策に関し必要な事項を定めるため、さいたま市いじめ防止対策推進条例（以下、「条例」という。）を制定し、いじめの対応を組織的に実施し

ていく体制を整備しております。ご意見を頂戴いたしました法第28条第1項に規定する重大事態に対する調査についても、教育委員会を主体とする調査においては、条例第10条第1項により設置する附属機関である『さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会』又は同条第7項に規定する『調査に必要な学識経験を有する者その他教育委員会が適当であると認める者で、当該重大事態等の関係者と直接の人的関係又は特別の利害関係を有しないもの（以下、「調査専門員」という。）により実施することとしております。今回の事案につきましては、学校による調査の後に、教育委員会を主体とした調査を行うため、条例第10条第7項の規定により弁護士を含めた調査専門員による調査会を立ち上げましたが、第2回調査会で、（A保護者）様から調査専門員からの署名の必要性がないことについてご理解がかなわず、調査を断念せざるを得ない状況であったと、教育委員会から聞いております。法第30条第2項に規定する地方公共団体の長による調査は、法第28条第1項の規定による調査結果に対する調査であり、本市では、教育委員会において法第28条第1項の調査を受けてからその報告を受け、重大事態の再調査について、市長が第三者委員会を設置すべきかを検討するものとしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。』と回答した。

この時点においては、教育委員会は「教育委員会が主体となって調査をする」、また、市長部局は「法第28条に基づく調査を受けていない」との認識であったのである。

（4）教育委員会の謝罪

教育委員会は、令和5年4月になって、法第30条第2項の解釈に誤りがあったこと、すなわち、法第30条第2項に基づく調査を教育委員会が主体となってできる旨を説明したことが誤りであったことを認めて、A保護者に対して謝罪した。

3 教育委員会の法第28条調査報告提出の報告と再調査依頼

令和5年5月25日、教育委員会は、市長に対して、調査報告書が教育委員会に提出されたことを正式に報告するとともに、「さいたま市教育委員会における今後の対応方針について」との題の書面において、「（A保護者）様の御要望を斟酌いたしまして、調査専門員による調査会を立ち上げることを検討してまいります。」と報告した。この時点においても、教育委員会は教育委員会が主体となって調査を続ける意向だったのである。

同月31日、A保護者は、市長に対して、法第30条第2項に基づく再調査の依頼をした。

これを受けて、市長は、同年6月15日付の書面において、令和4年10月14日付「意見書（再調査依頼書）」の追加の回答という形で、「法第30条第2項に規定する地方公共団体の長による調査は、法第28条第1項の規定による調査結果に対する調査

であり、本市では、教育委員会において法第28条第1項の調査を完結してからその報告を受け、市長が再調査の必要性や、その調査のための第三者委員会を設置すべきか検討するものと認識しております。今回の事案につきましては、令和5年5月25日付でさいたま市教育委員会委員長により、『さいたま市立（学校名）小学校児童いじめ事案調査報告書』とともに、これまでの経緯及び『さいたま市教育委員会における今後の対応方針について』に関する報告を受けました。当該報告においては、今後の対応方針として、教育委員会が調査専門員による調査会を立ち上げることを検討する意向が示されましたので、まずは教育委員会において、いじめ防止対策推進法及び『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』に則った追加調査が行われることが重要と考えております。その後、法第30条第2項に規定する再調査の必要性や、その調査のための第三者委員会を設置すべきか検討してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。』と回答した。この時点では、市長部局も、教育委員会の意向を受けて、教育委員会が法第28条に基づく調査をする認識だったのである。

しかし、同年6月22日、児童Aが、市役所を訪れ、教育委員会に対して、教育委員会ではなく、市長による再調査の実施を強く訴えたことから、教育委員会は、同月26日、調査専門員による調査会の設置を断念し、市長に対して、同日付の書面で、「教育委員会といたしましては、市立学校で生じたいじめ重大事態事案に対しまして、学校の設置者として、責任をもって真相究明と今後の再発防止策の検討を行う所存でしたが、標記の事案については被害児童及び保護者の理解を得ることが困難な状況にあります。つきましては、学校の設置者としての責任を果たせず大変残念ではありますが、被害児童の早期復学と本事案の早期解決に向けて、調査専門員による調査会の設置を断念し、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく市長の再調査の実施を御検討いただきたく、御依頼申し上げます。』と法第30条第2項に基づく市長の再調査の実施の検討を依頼した。

4 再調査委員会の発足

上記の経緯を受けて、市長は、ガイドラインに規定する「調査委員の人選の公平性・中立性について疑義がある場合」、「事前に被害児童生徒・保護者と確認した調査事項について、十分な調査が尽くされていない場合」、「学校の設置者及び学校の対応について十分な調査が尽くされていない場合」に該当し、法第30条第2項の「再調査を行う必要があると考えられる場合」であると判断した。

そして、法第30条第2項の再調査を実施するための条例がそれまで制定されていなかったことから、さいたま市は、令和5年10月26日、再調査委員会条例を制定した。

市長は、同条例1条に基づき、本委員会を設置して、令和6年4月18日、本委員4名に委嘱するとともに、同条例2条に基づき、本委員会に対して、「1　学校が法第28

条第1項の規定により実施した調査の結果について」「2 1の調査結果と被害児童側の意見との相違及びその究明について」「3 当該事態への対処及び同種の事態の発生防止のために講ずる措置について」を諮詢した。

VII 調査報告書後の経過の評価

1 「再調査」をめぐる法的混乱

学校報告書完成後、教育委員会は、A保護者からの要望等もあり、学校主体調査による報告書の不十分さを認識していた。そこで、教育委員会として本件を第三者委員会（専門調査員による調査）により調査する方針を決定した。児童A側は、学校調査報告書の内容及び本件いじめに対するそれまでの学校・教育委員会の対応に重大な不信感や疑問を抱いていたために、調査をなお教育委員会主体で続けることに反対し、早期に事案を教育委員会の手から市長部局に移管させるために、法第30条第2項の市長による再調査を要望していた。これに対し、教育委員会は、法第30条の文言に明白に反する教育委員会主体の再調査が可能という「法解釈」と文部科学省の「お墨付き」（文科省に対する電話問い合わせ回答の我田引水的な解釈）を盾に第三者委員会設置を強行した。この結果、教育委員会設置の第三者委員会に対する児童A側からの強固な反発を呼び起こし、児童A側の第三者委員に対する第三者性確認の署名要求と委員による拒否、その応答としての児童A側からの協力拒否にあい、第三者委員会の解散を余儀なくされるという混乱が生じた。最終的には、教育委員会は自らの法解釈の誤りを認めて謝罪した。こうした事態にもかかわらず、教育委員会はなお教育委員会主体による追加調査を模索していたが、児童Aによる市長部局主体の再調査要求を受けて、教育委員会は追加調査を断念し、いじめ発覚後2年余（令和5年6月）を経て市長による再調査を要請した。本委員会は、さらに1年後の令和6年4月に発足した。

2 教育委員会の法軽視ないし法的理解不足

教育委員会は、学校調査報告書へのA保護者側からの再調査の申し立てに対し、当初追加調査案を保護者に提示したが、内容的に不十分である点と学校・教育委員会の一体性への疑念から、A保護者は法第30条第2項の再調査を一貫して求めていた。教育委員会は、実質的には法第28条の追加調査を法第30条の再調査とするために、再調査を教育委員会でできるとの「法解釈」を「創造」し、その解釈を裏付けるために文部科学省に電話で問い合わせた。文科省は、法第30条第2項の再調査を教育委員会主体で行うことはできないという当然の応答をしたが、教育委員会は、さらに、調査機関として教育委員会の附属機関による再調査は可能かという質問を重ね、文科省から可能との回答を得た（この経過についての正式文書はなく、担当者のメモが存在するだけである）。教育委員会は、調査機関としての教育委員会附属機関の活用可という文科省回答

を根拠に、教育委員会主体の再調査は不可との法第30条第2項解釈の大前提を無視して教育委員会設置の専門調査員による再調査委員会を設置した。これら一連の教育委員会の言動には、教育委員会の根深い法軽視ないし法的理窟不足がうかがわれる。

第一に、法の制定経過を鑑みれば、同法制定の契機となった大津市いじめ自殺事件の経緯から明らかなように、再調査は、教育委員会とは違う機関に調査をゆだねたいという被害者側の要請に基づいた制度である。いじめ被害者からみれば、学校と教育委員会は一体的であって、教育委員会は調査主体としての公平性・中立性を失っており、公平な調査を期待しえない又は行われた調査結果に到底納得できない。市長部局は、少なくとも教育委員会よりは公平・中立性を期待できるからである。再調査は、調査から教育委員会を排除し、教育委員会自体の対応も調査対象とする調査なので、再調査を教育委員会が行うということは法の構造からみて想定しえない。教育委員会の当初の「法解釈」は、同法についての根本的な理窟不足がある。

第二に、法第30条第2項は、明文で法第28条調査の調査結果についての調査を「地方公共団体の長」の権限と規定しており、この市長権限を長とは独立の執行機関である行政委員会の教育委員会が権限委任もなく執行することはあり得ない。この意味で教育委員会解釈は、解釈の枠組みを超えた「法解釈」であった。

第三に、A保護者は要望書等の文書及び発言を通じて一貫して市長による再調査を要請しており、教育委員会の「法解釈」に対して疑問を呈していた。また、法律家団体である埼玉弁護士会も委員推薦依頼に際し教育委員会による再調査に疑問を提起していた。さらに、文科省への電話照会でも教育委員会主体再調査はできないという回答であった。このように教育委員会は何度も自らの誤りに気付く機会があったにもかかわらず、虚構の文科省の権威を借りて自らの「法解釈」の正当化を図り、1年以上事態を空転させ、結果的に不十分な学校調査報告書の追加調査又は再調査の開始を遅延させた。

第四に、教育委員会の「法解釈」は、法第28条調査の学校主体調査による完結という前提に立っていたが、調査終了であるならば、速やかに市長に報告書が提出されているはずである。ところが、学校調査報告書が作成されたのは令和3年7月であったのに、市長への報告書提出は令和5年5月であった。このように、自らの誤った法解釈に固執する一方で、法令上予定されている市長への報告義務は履行されないという法軽視が行われていた。

第五に、教育委員会の法解釈説明の際に強調された「市長の命を受けて」の文言は、教育行政の一般行政からの独立という教育行政の大原則とそれを担保する行政委員会としての教育委員会制度への無理解を示している。長と教育委員会の権限関係を規律する地方教育行政法（地方教育行政の組織及び運営に関する法律）からすれば、市長の教育委員会に対する命令権限など、公務員組織法上の上下関係を指定しえない。一般的の市町村教育委員会より大きな権限を有する政令市の教育委員会の法認識として憂慮に

堪えない。

3 被害児童の不登校の長期化といじめ重大事態調査

当然のことながら、前述の看過できない法的ミスを犯した教育委員会の対応は、児童A側に大きな不信を募らせる結果となり、学校側の学校復帰策への不信と相まって、調査問題の解決がなければ、学校復帰もあり得ないという児童A側の姿勢ないし考え方（いじめ重大事態調査のあり方問題と学校復帰問題の一体化）に大きな影響を及ぼした。しかし、両者は理論的にも実践的にも別問題である。いじめ重大事態調査における法第28条調査と法第30条再調査の関係は、起こった事態の再発防止策の一環であり、これに対し、学校復帰策は、被害児童の現実に進行している被害を回復する学習権保障の措置である。児童A側にとっては、学校・教育委員会が一体となった被害者に対するさらなる加害又は「被害者に寄り添う」ガイドラインに反する一体的行為と評価せざるを得なかった心情も理解できなくはないが、結果的に、不登校の長期化を招いた側面がある。

VIII 提言：再発防止策

1 学校主体調査の改善

本件で再調査対象となった学校調査報告書について、本委員会では、学校主体調査における種々の問題点を指摘した。いじめはどの学校でも起こりうる事態であり、重大事態に至るいじめもどの学校でも起こりうる。本件では児童Aの心身被害が顕在化した発生時に第1号いじめ重大事態と認定されたが、時間の経過とともに第2号いじめ重大事態にも該当することとなった。法第28条では、重大事態が発生した場合、学校設置者が調査主体を決定することとしており、特に第2号いじめ重大事態（不登校）の場合には、いじめ重大事態調査に関するガイドラインで「原則として学校主体で調査を行う」としている。しかし、本件で指摘されているように、学校主体調査にはさまざまな人的・物的制約もあり、調査手続の不遵守、調査記録の不備など、調査の根幹にかかる欠陥が生じていた。そのことが、児童A側の学校・教育委員会に対する不信及び対立状況の主因となっている面もみられる。このような状況に鑑みると、学校主体調査の水準の向上が不可欠であり、特に、いじめの調査組織と不登校対策組織との分離、調査記録の作成・管理体制の整備の2点については早急な改善が必要である。さらに、いまだ不充分な教育委員会の指導助言の質の向上のためにも、学校主体調査に特化した調査マニュアルもしくはガイドラインの設定を文部科学省に求めたい。

2 小学校低学年でのいじめの増加

本件は小学校2年から3年にかけての小学校低学年でのいじめ事案である。統計的に見てもいじめの低年齢化が生じているが、小学校低学年の段階では、集団生活に不慣

れな子どもたち同士のトラブルは確かに日常茶飯事で、いじめとの境界線も曖昧であるといえる。しかし、児童Aの心身被害は重大で、本件のような被害の長期化も全く例外的とはいえない。学校教職員のいじめについての認識は常時更新が必要で、低年齢層に広がるいじめの現状と特徴について、教職員の認識を高める必要がある。

3 いじめ調査における被害者証言の重要性

いじめ調査では、本件学校主体調査のケースのように、被害者的心身被害状況によつては初期段階で被害者の証言が直接には得られないことも多い。しかし、その場合でも、それまで学校側で把握できなかった被害の全容を知るためには、保護者を含めた被害者側の被害申告を丁寧に聴き取る必要がある。加害者聴取は、被害者側の主張する被害の全容を踏まえなければ、事実の認否を含めて有効なものとはなりえないからである。被害者にとっては、いじめ事実を思い出すこと自体がトラウマになることもあり得るし、また、事実認識の歪みが生じる可能性も否定できない。調査においての事実認定では、被害者の事実認識に生じた歪みさえも被害の一環としてとらえる必要がある場合もあり、証言の矛盾・首尾一貫性の欠如などを過度に重視するこがはなってはならない。

4 教職員に対する研修の必要性

法や基本方針への理解を深めるためには、教職員向けに、外部講師を招いてのいじめ防止等のための研修の実施をすべきである。児童と多くの時間を過ごす教員は、児童の変化にいち早く気付くことができる立場にある。教員がいじめの兆候を早期に発見するためには、児童との信頼関係のもと、児童を観察する力や児童生徒の話を傾聴する力などの力量を高める必要がある。また、いじめ防止のための研修を実施するにあたっては、「いじめの定義」「いじめが及ぼす心身への影響」「いじめへの対処」などについての理解を深める必要がある。

また、児童に対しては、「いじめ」は理由の如何を問わず決して許されないものであることを繰り返し指導する機会を設けるべきである。さらに、弁護士等の専門職による授業を実施し、「いじめとは何か（いじめの定義）」「いじめへの対処法（援助希求行動を含む）」などを指導することにより、いじめの発生や継続を防止していくべきである。

そして、保護者に対しても、学校のいじめ防止基本方針を学校のホームページで単に公表するだけにとどまらず、専門家による保護者向けの講演等を実施することにより、いじめの対応について広く周知させるように取り組むべきである。

5 被害者を孤立させないために

本件では、A保護者から実現が困難な要求が出されることがあった。法律上不可能なことについては学校も断ることになるのは当然なのだが、本件ではあまりにも児童A側からの要求に対して断るやりとりばかりが繰り返されてしまった。児童AもA保護者も「味方・理解者は家族以外誰もいなかった」と語っていたことに象徴されるように、

心理的に孤立してしまう状況になったことが児童A・A保護者にとって最もつらいことではないだろうか。児童A側が学校へ思いと要求をぶつけると、学校が教育委員会とS Lに相談して、その要求が断わられる。この繰り返しによって児童A・A保護者にとっては学校が教育委員会やS Lと連合を組んで被害者に対峙していると感じられたはずである。例えば、学校が児童A・A保護者の味方として一緒に教育委員会やS Lに相談する、あるいは教育委員会が味方として仲介するような関係でかかわっていたらこれほど孤立を深めることはなかったのではないかと思われる。

また、法律に関して被害者の味方として助言してくれる専門家がいれば実現が困難な要求を出す前に内容を調整したり、別の解決策を検討したりすることができたであろう。そのような役割を果たす被害者の相談・支援機関としての第三者機関の設置も検討されるべきである。

6 被害者の要求の裏にある思いを聴くことの重要性

A保護者から「被害者の要求に応じないということは被害者に寄り添っていない」という発言が繰り返しみられた。

また、実際に非常に多くの要求が出され、実現が困難なものもみられた。このような要求に対してかかわるポイントは、「要求を聞くだけでなく、要求の裏にある『思い』を聴き取る」ということである。多くの要求をしてくるということは、その裏にそれだけ心配な思いがあるからである。怒りを持ってさらに強く要求するということは、その裏に心配な思いを理解してもらえなかつた悔しさや不安、かなえられなかつた願いが存在している。したがって、面談では被害者からの要求の可否を伝えるだけでなく、「それほど強く求めるのはどんなことが心配だからなのか」と裏にある思いを聴き取ることに努めるべきであろう。また、無理な要求を頑なに押し通しても実現はできないので、実現可能な別の案を一緒に考えていくか、要求がかなわない悔しい心情を語ることで癒していくようにサポートする姿勢も必要である。例えば、B保護者の電話番号と住所を学校に開示するよう求めた要求の裏には、「保護者同士で話し合いをしたい。本当につらい思いをしたことをわかってほしい。加害児童保護者からの心からの謝罪の言葉を聞きたい。会わないままでは怒りの気持ちが収まらない」といった心情があるだろう。

また、児童Aが教員全員の意見を開示してほしいと要求した裏には、「誰も味方がいない気持ちでいるのがつらい。学校の中に味方・理解者がほしい」という心情があるだろう。被害者に寄り添うことは、被害者の要求をすべて受け入れることを意味するのではなく、被害者要求とその裏にある思いにきちんと向き合う姿勢に現れる。

7 いじめ指導における心理職の重要性

いじめに対して実際に指導を行うのは主に教員である。しかし、いじめに関して教員が専門的な知識を持っているわけではない。したがって、いじめに関して専門家とし

ての心理職の助言は重要である。いじめが発生した場合、①被害児童への心の傷を癒すカウンセリング、②被害児童保護者へのつらさを減らすカウンセリングと改善策の助言、③加害児童へのカウンセリング、④加害児童保護者へのカウンセリング、⑤いじめの予防のための学級全体への指導も必要である。①の被害児童と②被害児童保護者へのカウンセリングでは被害児童の心理状態を見定める必要がある。特にP T S Dのように対応が難しい事例では治療的な知識とエビデンスに基づいた手立てが不可欠である。③の加害児童へのカウンセリングでは相手の気持ちを考えるトレーニングや人への上手なかかわり方を学ぶソーシャルスキルトレーニングが必要である。④の加害児童保護者へのカウンセリングでは、子どもの褒め方を学ぶペアレントトレーニングが必要である。いじめをしなくなるためには、「やってはいけない」と繰り返し言い聞かせるだけでは不十分である。ソーシャルスキルトレーニングによって実際に友達にどう接するかを具体的な行動レベルで教えていくことと、褒める子育て・指導によって人にやさしくする善意を育てることが重要である。こうした方法を心理職がカウンセリングの中で直接伝えたり、あるいは教員に助言したりする役割が不可欠である。

また、心理職には、被害児童・保護者と学校との信頼関係を維持するために両者をつなぐ役割も期待される。S Cが被害者と加害者の両方のカウンセリングを行うのが難しい場合があるので、その際は市総合教育相談室などの心理職がどちらかのカウンセリングを担うなど、学校外の相談機関も利用して被害者と加害者の双方に手厚い支援を行える体制が必要である。